

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和2年10月20日

(令和元年度決算)

(農林水産部・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月20日(火曜日)

午前10時0分開議
 午前11時12分休憩
 午前11時16分開議
 午後0時11分休憩
 午後1時0分開議
 午後2時40分閉会

委員 西山 宗孝
 委員 竹崎 和虎
 委員 池永 幸生
 委員 城戸 淳
 委員 本田 雄三

欠席委員(1人)

委員 荒川 知章

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第40号 令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第41号 令和元年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第42号 令和元年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 令和元年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和元年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義

政策審議監

兼団体支援課長 千田 真寿

生産経営局長 下田 安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀 英雄

水産局長 山田 雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩

流通アグリビジネス課長 深川 元樹

農業技術課長 酒瀬川 美鈴

首席審議員

兼農産園芸課長 井上 克浩

政策監 徳永 浩美

畜産課長 上村 佳朗

農地・担い手支援課長 楮本 亮治

農村計画課長 渡辺 昌明

農地整備課長 清藤 浩文

むらづくり課長 後藤 雅彦

技術管理課長 田島 宏

森林整備課長 笹木 征道

林業振興課長 山下 裕史

森林保全課長 大岩 禎一

水産振興課長 中原 康智

漁港漁場整備課長 緒方 誠

出席委員(11人)

委員長 田代 国広

副委員長 高木 健次

委員 松田 三郎

委員 小早川 宗弘

委員 磯田 毅

委員 河津 修司

土木部

部長 上野 晋也
 総括審議員
 兼河川港湾局長 永松 義敬
 政策審議監 野崎 真司
 道路都市局長 村上 義幸
 建築住宅局長 原井 正
 監理課長 木山 晋介
 用地対策課長 馬場 一也
 土木技術管理課長 桑元 伸二
 道路整備課長 森 博昭
 道路保全課長 吉ヶ嶋 雅純
 都市計画課長 宮島 哲哉
 下水環境課長 森 裕
 河川課長 菰田 武志
 港湾課長 原 浩
 砂防課長 西田 守
 建築課長 小路永 守
 営繕課長 緒方 康伸
 住宅課長 折田 義浩

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 本田 充郎
 会計課長 村上 勲

監査委員事務局職員出席者

局長 富永 章子
 監査監 林田 孝二
 監査監 松岡 貴浩

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり
 議事課課長補佐 門垣 文輝
 議事課主幹 宗像 克彦

午前10時0分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には農林水産部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしており

ます。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 農林水産部でございます。

決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員長報告において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされた2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

第1点目は、環境生活部、商工観光労働部、農林水産部の共通事項といたしまして、「有害鳥獣の捕獲、自然公園の施設整備等複数の部が所管する業務について、観光や農業等、関係各部・各課とさらに庁内の連携を図りながら、総合的な対策を全庁的に行うこと。」との御指摘でした。

先日の委員会で、環境生活部から総括的な説明をさせていただいておりますが、当部に関する部分について具体的に説明させていただきます。

有害鳥獣の捕獲につきましては、農林水産部では、健康福祉部、環境生活部や警察本部、広域本部、地域振興局など30課で構成する熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議を平成23年度に設置いたしました。以降、継続的に庁内の連携強化に取り組んでおります。

この会議では、基本的には、農林水産業における有害鳥獣に関する情報収集及び共有を

図っておりますが、令和元年11月の会議には、県民の安全確保の観点から、新たに危機管理防災課を追加するとともに、熊本市農業支援課鳥獣対策室を招き、住宅地等における有害鳥獣への対応状況を共有するなど議論を深めております。

引き続き、このプロジェクト会議を通じ、有害鳥獣への総合的な対策に取り組んでまいります。

第2点目は、「内水面漁業協同組合への対応について、漁協の指導方針等の改定による巡回指導や検査時の指導徹底並びに協賛金の使途の確認及び協賛金納付者への使途の明確化の指導が行われるなど改善が進んでいるが、今後も土木部と連携し、県民目線を意識したさらなる取り組みに努めること。」との御指摘でした。

まず、土木部との連携につきましては、内水面に影響を及ぼす公共工事施工に際し、関係漁協に対し工事着手前に県が工事内容を説明すること、工事着手後も施工内容に関する調整が必要な場合は、県も一緒に対応することを土木部と共通化しております。

次に、県民目線を意識した取組につきましては、公共的団体である内水面漁協が、漁業権を濫用した根拠のない協賛金等の受入れや、団体の設置目的から逸脱した事業執行を行うことがないように、昨年度から、漁協役員等を対象とした研修会を開催するとともに、県の漁協指導方針等を改定した上で、協賛金の受入れ手続が適切に行われているか、その使途が魚族の繁殖保護活動等協賛金の趣旨に沿ったものとなっているかの確認を全ての内水面漁協を対象に実施しております。

今般、協賛金拠出者への活動報告の開示状況を確認いたしましたところ、開示に着手している団体が3割にとどまっていたことを踏まえ、巡回指導や常例検査の際に開示に向けた指導を徹底するとともに、県において、協賛金による繁殖保護活動を把握した上で、今

年度末を目途に県のホームページで公表することといたしました。

このように、協賛金の使途の透明性を高めていくことで、県民の目線がより届くようになることから、内水面漁協自らが繁殖保護活動の実績やその財源、活動の様子などを積極的に情報公開するよう、今後とも内水面漁協の指導に丁寧に取り組んでまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済額は507億8,600万円余で、不納欠損はございません。

なお、収入未済額は1億8,100万円余で、農林漁業者への貸付金等でございます。

次に、歳出については、支出済額は749億7,500万円余、翌年度繰越額は380億4,900万円余で、工事資材の調達や建設関係技能者の確保が困難となるなど、やむを得ず繰り越したものです。

また、不用額は62億4,800万円余で、補助事業における要望額の減等に伴うものです。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、監査結果についてでございますが、農林水産部に関しましては、指摘事項はございませんでした。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農林水産政策課に係る歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から3段目の農林水産関係事業助成金につきましても、バリ州との農畜産業技術交流事業におきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により、財源として見込んでいたJICA事業が実施されなかったことによるものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

下のページをお願いいたします。

2段目の農業総務費について、不用額1,070万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残でございます。翌年度への繰越しはございません。

農林水産政策課は以上でございます。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

6ページをお願いいたします。

2段目の農業改良資金貸付金回収金及び最下段の貸付金延滞違約金については、収入未済額がございますが、これらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど、こちらの別冊の附属資料で説明いたします。

不用額3,184万円を計上しておりますが、主に貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の林業振興指導費は、森林組合に対する指導のための経費と林業振興資金貸付金、最下段の水産業協同組合指導費は、漁協に対する指導や漁業振興貸付金ですが、両経費の翌年度繰越額につきましても、後ほど附属資料のほうで説明いたします。

12ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入について、不納欠損はございません。

13ページをお願いいたします。

中段の林業・木材産業改善資金違約金につきましても、収入未済額がございますが、一般会計同様、こちらも後ほど附属資料で説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出についてですが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組を支援するため、無利子で貸し付ける資金でございます。

不用額7,487万円余を計上しておりますが、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

歳入について、不納欠損はございません。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償還元金と最下段の貸付金延滞違約金の収入未済につきましても、附属資料で説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳出ですが、沿岸漁業改善資金貸付金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございますが、不用額1,268万円余につきましても、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の1ページをお願いいたします。

今年度に繰越しになった事業について説明いたします。

1段目の農業信用基金協会出資補助、そして3段目の新型コロナウイルス対策経営安定資金(農業)、同じく4段目、同資金(林業)、最下段の同資金(漁業)につきましては、3月専決処分で成立した予算を繰り越したものです。

2段目の平成28年熊本地震被害対策資金(農業)は、関係事業に合わせ予算を繰り越したのになります。

84ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について御説明いたします。

まず、上段の表、一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金、右から4列目の収入未済額1,969万円と、その次の貸付金延滞違約金726万円余が収入未済となっております。このうち、本年8月末までに22万円余を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計については、昨年度、林業・木材産業改善資金の収入未済となっていた元金の償還が完了したことで延滞違約金が確定し、新たに2,249万円余の収入未済が発生、未済額全体では2,289万円余となりました。本年度は、8月末までに10万円余を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計については、上の元金864万円、下の貸付金延滞違約金384万円余が収入未済となっておりまして、本年度は、8月末までに14万円余を回収しております。

85ページをお願いいたします。

上段の表は、収入未済額の過去3年の推移になります。

1段目、2段目の農業改良資金の元金と違約金の合計額は、前年度と比較すると114万円余減少しております。

3段目の漁協金融円滑化貸付金につきましては、延滞違約金につきまして、誓約書に基づき、毎年37万円余を分納中です。

4段目、5段目の林業・木材産業改善資金

につきましては、先ほど説明しましたとおり、元金46万円の回収で、元金償還完了により延滞違約金が確定し、新たに2,249万円余の収入未済が発生したものです。

6段目、7段目の沿岸漁業改善資金の元金と違約金の合計額は、前年度と比較すると59万円余減少しております。

団体支援課分の収入未済額全体としては、昨年度発生した新たな収入未済は、償還してあります林業・木材産業改善資金の新たに発生した延滞違約金のみですが、過年度分の収入未済額全体は、前年度と比較して258万円の減となる一方、現年度分延滞違約金の増により、全体としては1,991万円余の増で6,234万円余となりました。

85ページ、下段の収入未済額の状況ですが、延滞者の数は、下段合計欄のとおり16名で、いずれも分納により納付をいただいているところです。

86ページをお願いいたします。

未収金対策についてですが、農林漁業のいずれの貸付金におきましても、管理台帳で償還状況の点検、把握を行っておりまして、分納計画を確実な納付に結びつけるため、債務者に加え、連帯保証人に対しても、面談や電話等による催告を徹底しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、延滞発生後は速やかに督促を行うほか、農協、漁協、森林組合を通じ、経営状況を把握し、催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、今後とも関係機関と連携を図り、経営状況等も把握しながら回収に努めてまいります。

団体支援課は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

17ページの3段目の地方創生推進交付金につきましては、8,800万円余を計上しております。これは、地域未来モデル事業における翌年度への繰越し等によるものでございます。

17ページの6段目の食料産業・6次産業化交付金につきましては、1億5,000万円を計上しております。これは、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（R元経済対策分）における翌年度への繰越しによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

2段目の農業総務費につきまして、不用額は1億7,300万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少や事業未実施による執行残でございます。

次に、下のページを御覧ください。

2段目の農業改良普及費について、不用額は1,700万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少等に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、別冊の別添資料で御説明いたします。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目の地域未来モデル事業（農林水産分野）につきましては、関係機関との施工協議に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものですが、8月までに全て完了しております。

2段目の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、

年度内に事業完了が見込めず、繰越しを行ったものでございます。

3段目の企業の農業参入促進・定着支援事業につきましては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものですが、6月までに全て完了しております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

23ページの雑入に収入未済額がございますが、これにつきましては、後ほど附属資料にて御説明させていただきます。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、21ページ、2段目の地方創生拠点整備交付金ですが、これは、繰越しに伴う前年度分収入による増でございます。

22ページをお願いいたします。

5段目の農畜産物売払収入ですが、これは、農業研究センターにおける生産物売払収入で、農畜産物の収量増によるものでございます。

次のページ、4段目の植防協等業務受託事業収入（企画）では、国の追加補正予算の受託試験に応募し、年度内に収入ができなかったため、減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

最下段の農業改良普及費でございますが、これは、普及職員の人件費や活動費でございます。

不用額2,700万円余を計上しておりますが、主に経費節減や人件費の執行残でございます。

ます。

次のページの下段の農作物対策費でございますが、これは、主に環境保全型農業の推進に要する経費です。

不用額2,300万円余を計上しておりますが、主に国からの内示減や経費節減に伴う執行残でございます。

26ページをお願いいたします。

下段の農業研究センター費でございます。

不用額9,500万円余を計上しておりますが、主に施設整備や修繕工事の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の3ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目の草地畜産研究所における給油施設整備と3段目の災害復旧事業は、工事の調整に不測の日数を要したため、次年度に繰り越しましたが、現在、工事は完了していません。

2段目の外部資金(R元経済対策分)は、草地畜産研究所における放牧牛の管理システム研究で、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったため、繰り越したもので、今年度内には研究が完了する予定です。

飛びまして、87ページをお願いいたします。

収入未済額の状況につきましては、1の歳入決算の状況のとおり、収入未済額が5万5,000円となっております。これは、平成28年11月に発生しました公用車の交通事故に伴う損害賠償金でございます。債務者が服役中のため、昨年度は徴収できておりません。定期的に債務者の母親から情報収集をするなど、現況確認を行っているところです。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、28ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との比較で差額の大きいものを中心に説明させていただきます。

2段目の国庫支出金、国庫補助金につきましては、30億700万円余のマイナスとなっております。

主なものの一つとして、4段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助です。

右の備考欄のとおり、産地パワーアップ事業費補助金の事業量の減及び入札残に伴う減です。具体的には、令和元年度2月補正で予算化した10億円を全額繰り越しました。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金へ移行したものもあり、その他事業規模の縮小あるいは事業実施の延期、入札残等々により差額が生じております。

次に、下のページをお願いいたします。

1段落目、農業・食品産業強化対策整備交付金です。

右の備考欄のとおり、強い農業・担い手づくり総合支援交付金です。繰越しに伴う減及び入札残による減です。具体的には、労務者の確保や集出荷施設等々の資材購入が困難となり、必要な工期を確保できなかったことによる繰越しと入札減により差額が生じました。

30ページをお願いいたします。

1段目の諸収入ですが、3億7,400万円余の減額となっております。この主なものは、4段落目の産地パワーアップ事業補助金です。この産地パワーアップ事業分は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、繰越しに伴う減及び入札残の減によるものでございます。

次に、下の歳出についてです。

翌年度繰越額及び不用額とも、最下段から32ページにかけての農作物対策費が中心です。

繰越額22億4,800万円余は、後ほど別冊の附属資料の中で一括して説明させていただきます。

また、不用額は、12億5,800万円余生じております。その主な理由としては、31ページの最下段、備考欄にあります理由の1、計画変更、事業量の減少に伴う執行残によるものですが、その多くは産地パワーアップ事業に係るものです。12億の予算を確保していましたが、他事業への移行、それから事業規模の縮小等で10億円余の不用額が生じました。主なものは、ミニトマトなどの選果機導入について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金への移行やイチゴの低コスト耐候性ハウスの整備面積の縮小のためです。

2の入札に伴う執行残によるものですが、その多くは、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業及び果樹競争力強化推進事業に係るものです。主なものは、コンバインやトラクターなど土地利用型農業機械導入時の入札に伴う執行残や、パイプハウスの建設予定地が土砂流入のため建設断念になったためです。

3の事業要望等がなかったことに伴う執行残によるものですが、阿蘇火山防災特産対策事業に係るものです。阿蘇火山防災対策に要するお茶の被害防止に関しまして、去年は、お茶の摘採時期の火山活動が比較的穏やかに推移したため、要望がなかったものです。

続きまして、別冊附属資料の繰越事業について御説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

明許繰越分が4事業ございます。

1段落目の強い農業づくり支援事業は、園芸用ハウス等の整備を行っているものですが、繰越理由欄のとおり、資機材及び建設関係技能者の不足により繰り越したもので、既

に完了いたしております。

2段目の阿蘇火山防災園芸対策事業は、阿蘇火山の降灰により、被覆資材が劣化し、透過率が非常に悪くなった場合に、被覆資材の張り替えを支援しているものですが、関係機関との事業計画の協議に不測の日数を要したため、具体的には、令和元年12月末に緊急的に事業を実施することとなりました。国の予算確保、関係市町村の予算措置、地域の事業計画の精査等に時間を要したため、未契約繰越ししたものです。既に78%が張り替えを完了しており、12月までには完了予定です。

3段目の産地パワーアップ事業につきましては、生産施設の整備や機械の導入を支援しているものですが、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したため、具体的には、去年の台風19号の影響で附帯施設の部品製造工場が被災し、年度内に部品の確保ができなくなったため、繰り越したものです。来年の3月までには完了予定です。

4段目の産地パワーアップ事業（R元経済対策分）は、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算に関するものです。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、34ページ、下から3段目の消費・安全対策推進交付金でございますが、これは、家畜衛生管理指導事業における事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

また、35ページ、1段目の畜産競争力強化整備事業費補助でございますが、これは、畜産クラスター事業における事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

その2段下に財産収入の項目がございます。予算額よりも868万円余多く収入を得ておりますが、これは、備考欄の検定終了牛売払い収入や凍結精液売払い収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業をはじめとした畜産の振興に資する費用でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

不用額の3億2,433万円余につきましては、事業量の減少に伴う執行残でございます。

38ページをお願いいたします。

家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備をはじめとした家畜の衛生防疫に資する費用でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

不用額6,761万円余の主な理由は、城北、阿蘇、城南家畜保健衛生所施設整備の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の5ページをお願いいたします。

明許繰越しについてでございますが、1段目の畜産クラスター事業(R元経済対策分)及び2段目の家畜衛生管理指導事業(R元経済対策分)につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めないことから、繰り越したものでございます。うち、家畜衛生管理指導事業は、事業実施主体との調整に時間を要したことから進捗率が低くなっておりますが、10月末には40%の進捗となる見込みであり、年度内には完了予定でございます。

3段目から5段目の畜産総合対策事業、環境保全型農業総合支援事業、養豚農場野生動

物侵入防護柵整備緊急支援事業につきましては、資機材の不足等により不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。うち、畜産総合対策事業においては、事業主体が7月豪雨により被災し、大規模半壊となったため、事業を中止せざるを得なくなっております。

6段目のひと・うし・しごとづくり事業及び7段目の家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、他工事との調整に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

次に、事故繰越について、6ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業(H30国補正分)につきましては、地権者との用地協議及び資機材等の不足により不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

今後とも速やかな事業完了に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の39ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものを中心に説明いたします。

40ページをお願いいたします。

最上段、国庫支出金、国庫補助金では3つございます。

3段目の農業委員会等振興助成費補助は、市町村農業委員会の推進活動に対する交付金などですが、事業実績の減によるものでございます。

下のページ、最上段、強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、担い手へ農業機械や施設導入を支援するものですが、事業量の減少によるものでございます。

3段目、農業・食品産業強化対策整備交付

金も同様の事業でございますが、本事業は、国の経済対策に対応したもので、国の内示減や事業量の減少によるものでございます。

42ページをお願いいたします。

最下段の繰入金につきましては、農地中間管理機構関連の農地集積に対する協力金交付事業等の事業量の減少によるものでございます。

下のページ、中段から下の雑入についてですが、下から2段目の農業次世代人材投資事業補助金は、従前の青年就農給付金事業でございますが、給付申請者が予定より減少したことや繰越しによる減でございます。

44ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず、3段目の農業総務費につきましては、農地集積や農業委員会の活動、農業経営の法人化の推進に要する経費でございます。

不用額は、計画変更や事業量の減少、入札残による執行残でございます。

下のページ、上段の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費でございますが、不用額は、農業次世代人材投資事業などの事業量の減少による執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、ほかの事業を含めまして、後ほど説明いたします。

下段の農業構造改善事業費につきましては、担い手に対します農業機械や施設等の導入支援に要する経費でございますが、不用額は、国の内示減などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

最上段の農業指導施設費は、農業大学校関連の経費でございますが、不用額は、農大施設の改修事業の入札残などによる執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料、7ページをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

最上段の新規就農支援緊急事業は、就職氷河期の就農希望者へ就農前の研修に必要な資金を交付するもので、国の経済対策により2月補正で予算化しております。今年度、26人に交付してございます。

2段目から4段目は、担い手に対し農業機械や施設等の導入を支援する事業でございますが、3段目の被災農業者向け農舎等復旧支援事業は、他工事との調整に不測の日数を要し、繰り越しているもので、年度内完了を目指しております。

4段目の担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策により2月補正で予算化したもので、繰越しをして、来年1月の完了を目指しております。

最下段の農大施設保全改修事業は、社会人コースの就農支援研修施設の改修工事に要する経費でございますが、工事調整に不測の日数を要し、繰越しをしているもので、12月の完了を目指しております。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

説明資料の47ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損はありません。

2段目の国営土地改良事業費負担金において、収入未済がございます。後ほど附属資料で説明させていただきます。

予算現額と収入済額との差額が大きいものについて御説明します。

48ページをお願いします。

上から2段目の農村地域防災減災事業費補助及び下から2段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助は、繰越しに伴う減でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

50ページをお願いいたします。

最下段の土地改良費でございますが、不用額1,700万円余を計上しておりますが、主に国庫内示減に伴うものでございます。

続きまして、附属資料の8ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明します。

8ページから9ページに繰り越した事業を記載しております。いずれも農業農村整備事業の新規地区の調査費でございます。関係機関との協議及び国の経済対策に伴う予算でございます。やむを得ず繰り越したものでございます。いずれも本年度内の完了に向けて取り組んでおります。

次に、88ページをお願いします。

収入未済についてでございます。

1の歳入決算の状況ですが、国営土地改良事業費負担金の収入未済額は、1,270万円余でございます。天草市にございます羊角湾地区に係るものでございます。

収入未済の理由ですが、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化や離農等、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3ケ年の推移でございますが、平成29年度から徐々に減少してきているところでございます。これは、土地改良区の役員等による個別訪問による督促等、継続して努力していただいているところによるものでございます。

4の令和元年度の未収金対策ですが、土地改良区に対し、返済計画の策定、文書や電話による督促の実施等、協議、指導を行ってまいりました。この結果、令和元年度には、70万円余の納入があつているところでございます。本年度は、8月までに約2万円の納入があつております。

今後とも、未収金が解消されるように努めてまいります。

農村計画課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の52ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

分担金、負担金でございますが、土地改良事業及び災害復旧事業に係る負担金と分担金で、53ページまで記載しております。

予算現額と収入済額との比較で増減が生じております。これは、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に、分担金、負担金間で額の変更が生じたものでございます。

53ページをお願いします。

3段目の国庫支出金でございますが、55ページまで記載しております。これは、土地改良事業及び災害復旧事業等に対する国庫補助金でございます。

53ページ、4段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済額との比較で、73億1,600万円余の差が生じております。また、55ページ、2段目の災害復旧費国庫補助金で、64億7,400万円余の差が生じております。これらについては、主に国庫内示減及び繰越しに伴う減でございます。

次に、56ページをお願いします。

上から1段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済額との比較で、6億3,700万円余の差が生じておりますが、主に農地等災害復旧受託事業の事業量の減及び繰越しに伴う受託事業収入の減によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

58ページをお願いいたします。

3段目の土地改良費でございますが、農業生産基盤整備事業等、各種土地改良事業に要した経費でございます。

58ページから59ページまでに事業の概要を記載しております。

不用額の1億8,400万円余につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったことや事業量の減少などに伴う執行残でございます。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、59ページ、2段目の農地防災事業費でございますが、農村地域防災減災事業等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の3,700万円余につきましては、主に漂着流木に係る撤去、処分量が想定を下回ったことによる執行残でございます。

次に、最下段の農地災害復旧費でございますが、被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございます。

不用額の19億3,100万円余につきましては、主に事業未実施に伴う執行残及び国からの内示額が予算額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料、10ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しでございますが、土地改良事業及び災害復旧事業関係について、10ページから32ページに記載しております。

明許繰越しの箇所数及び繰越額の合計は、32ページの最下段に記載しているとおりで、主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、地元との協議に不測の日数を要したものの、入札不調を受けた発注計画の見直しに不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったものなどで、いずれもやむを得ず繰り越したものでございます。

地元関係者と調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事完了を目

指しているところでございます。

33ページをお願いいたします。

次に、事故繰越でございますが、33ページから43ページに記載しております。

事故繰越の箇所数、繰越額の合計は、43ページ、最下段に記載しているとおりで、主な理由は、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要したものの、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、入札不調を受けた発注計画の見直しに不測の日数を要したのものなどでございます。年度内には、全て完了する予定でございます。

次に、91ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。工事施工に伴い取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、(G)欄にありますように、令和元年度の未登記数は70筆で、平成30年度末の74筆から4筆減となっております。また、当年度の発生分については、100%処理しております。

今後とも関係者の動向や現地の状況を確認しながら、原因となっている事項に細かく対応し、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の60ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

最上段の国庫支出金については、次のページの3段目にかけて、節別に記載しております。これは、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度、鳥獣被害防止対策事業などに対する国庫補助金でございます。

6段目の農山漁村地域活性化推進交付金の予算現額と収入済額との差については、鳥獣

被害防止総合対策交付金の国庫内示減によるものです。

61ページの最下段の繰入金ですが、ふるさと・水と土保全基金からの繰入金でございます。

予算現額と収入済額との差については、新型コロナウイルス禍の中、年明けから年度末にかけて開催を予定していたフォーラムの中止など、突発的な事業量が発生したことによって、基金を取り崩して繰り入れた額が減額したものです。

続きまして、62ページをお願いします。

最上段の諸収入ですが、これは、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び鳥獣被害防止総合対策の交付金の額の確定等に伴う市町村等からの納付金でございます。

2段目の市町村精算返納金の予算現額と収入済額との差については、主に多面的機能支払の交付金額の確定に伴う市町村からの返還金の額が、予算措置後の国との協議過程において抑制されたものです。

続きまして、63ページからは、歳出に関する御説明になります。

最下段の農業総務費のうち、翌年度繰越額の欄700万円については、後ほど繰越事業調べの中で御説明させていただきます。

続きまして、64ページをお願いします。

上段の農作物対策費について、不用額4,530万円余を計上しておりますが、備考欄のとおり、国からの内示額の減と経費節減に伴う執行残が、主に鳥獣被害防止総合対策事業で生じたものでございます。

65ページの土地改良費ですが、不用額の4,056万円余を計上しておりますが、備考欄のとおり、事業量の減少等に伴う執行残と国からの内示額の減が、主に中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び多面的機能支払事業に要する経費で生じたものでございます。

続きまして、別冊の附属資料の44ページをお願いします。

むらづくり課分の繰越事業につきまして、44ページに記載の明許繰越しのみでございます。

事業名欄の棚田地域振興緊急対策事業ですが、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了は見込めなかったものです。計画策定に係るソフト事業について、本年度、適正に事業実施がなされております。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の66ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

1段目の地籍調査費補助につきましては、予算現額と収入済額との比較で減額となっております。これは、翌年度への繰越しに伴う減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

下のページをお願いいたします。

4段目の土地改良費で不用額を計上しておりますが、主に工事関係システム経費の執行残によるものでございます。

次の68ページをお願いいたします。

林業総務費につきましても、不用額を計上しておりますが、主に工事関係システム経費の執行残によるものでございます。

次に、附属資料の45ページをお願いいたします。

今年度に繰越しになった事業につきまして御説明いたします。

地籍調査事業で繰越しを行っております。国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算のため、やむを得ず繰越ししたものでございます。いずれの箇所も計画的に進めており、年度内に完了する見込みでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく願いいたします。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の69ページをお願いします。

まず、当課に係る歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差の大きいものとしたしましては、下から2段目、国庫支出金がございます。これは、70ページの3段目の造林事業費補助や6段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助等における翌年度への繰越しによるものです。

また、71ページの4段目の財産収入ですが、主には72ページの3段目の県有林売払収入によるものであり、県有林の木材販売収入が増加したことから、4,100万円余の増となったものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

74ページをお願いします。

下段の林業総務費については、森林の公益的機能を確保するための森づくり事業等に充てている経費であり、不用額7,400万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額については、後ほど附属資料で説明いたします。

77ページをお願いします。

中段の県有林費において、1,300万円余の不用額を計上していますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の46ページをお願いいたします。

46ページから48ページにかけては、明許繰越しでございます。

下から3段目の間伐等森林整備促進対策事業(R元経済対策分)、47ページ、1段目の森林環境保全整備事業(R元経済対策分)など、森林整備を支援する事業におきましては、国

の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったことや、技能者の不足等から不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。これらについては、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

49ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

間伐等森林整備促進対策事業(H30国補正分)ですが、平成30年度の国の補正に伴い、2月補正で予算成立した事業で、資機材や技能者の不足により不測の日数を要し、事故繰越手続を行ったものでございますが、9月に事業は完了いたしました。

森林整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の78ページをお願いします。

まず、歳入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な項目について御説明いたします。

1段目、国庫支出金ですが、予算現額と収入済額の差額11億5,700万円余につきましては、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

主な内訳としましては、3段目の農山漁村地域整備交付金及び下から2段目の道整備交付金は、林道の整備等に対する国の交付金、5段目の林業・木材産業等振興施設整備交付金及び下のページ4段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助は、木材加工施設等の整備に係る補助金ですが、いずれも繰越しに伴う減及び事業費確定に伴う減となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

83ページをお願いします。

1段目の林業費で、翌年度繰越額が13億

2,456万円余、不用額が1億8,335万円余となっております。

翌年度繰越額については、後ほど別冊で説明させていただきます。

不用額の内訳として、まず、最下段、林業振興指導費で、不用額が1億6,954万円余となっておりますが、主に国からの内示減及び事業量の減に伴う執行残です。

85ページをお願いします。

上段の林道費の不用額1,087万円余につきましては、事業量の減少などによる執行残でございます。

続きまして、附属資料の50ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しですが、50ページから53ページにかけて記載しております。

林業・木材産業振興施設等整備事業、林業・木材産業生産性強化対策事業の令和元年度経済対策分及び県営林道事業など12事業を繰り越しており、主な理由としましては、入札不調や国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であることなどによるものです。繰り越した事業につきましては、14か所が完了しており、その他についても、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

54ページをお願いします。

事故繰越でございます。

県営林道事業など、3事業でございます。主な繰越理由としましては、追加工事工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したことなどによるもので、4か所が既に完了しており、その他につきましても、年度内の完了に向け取り組んでおります。

林業振興課は以上でございます。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の86ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損及び収入未済はともにありません。

予算現額と収入済額の差が大きいものにつきましては、1段目の国庫支出金が48億3,000万円余の減となっておりますが、これは、5段目の治山事業や6段目の緊急治山事業など、治山関連事業の翌年度への繰越しによるものです。

88ページをお願いします。

2段目の諸収入でございますが、予算現額と収入済額との差が2,600万円余の増となっております。これは、主に最下段の開発指定事業高率補助精算金の増によるもので、治山事業等補助事業において、財政力指数が低い都道府県に対し、国の補助率がかさ上げされ、2か年に分けて交付されるものですが、国の調整により初年度の交付額が増となったことによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

90ページをお願いいたします。

2段目の治山費ですが、これは、山地災害の復旧や予防などの治山事業等に要する経費です。

不用額4億5,000万円余を計上しておりますが、主に事業量減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

下のページをお願いします。

最下段の治山施設災害復旧費ですが、これは、台風や豪雨等により被災した治山施設の復旧に要する経費です。

不用額5,100万円余を計上しておりますが、主に事業量減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の55ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しについてですが、55ページから71ページにかけて記載しております。

繰り越した事業は、保安林整備事業、治山事業、緊急治山事業、治山激甚災害対策特別緊急事業等の災害関連事業を中心に繰り越しており、主な理由としては、地元との用地、補償協議や関係機関との施工協議に不測の日数を要したものの、国の補正予算に伴い、2月補正予算で対応したものなど、やむを得ず繰り越したのですが、年度内完了に向けて取り組んでいます。

72ページをお願いします。

事故繰越でございます。

熊本地震災等に伴う山地災害箇所への復旧関連の治山事業等において、事故繰越工事が発生しており、72ページから76ページにかけて記載しています。

主な理由としましては、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したのですが、本年度内には全て完了する見込みです。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料、92ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差の大きいものにつきましては、国庫支出金のうち、94ページ、2段目、有明海特産魚介類生息環境調査委託金における事業量の減が主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

97ページをお願いいたします。

最下段、水産業振興費は、水産資源の回復、漁場環境の改善、流通対策等、水産業振興のための各種施策に要する経費です。

不用額4,476万円余を計上しておりますが、先ほど御説明した有明海における業務委

託など、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

99ページをお願いいたします。

下段の漁業取締費につきましては、これは、漁業取締り船の運航などに要する経費につきまして、不用額2,035万円余を計上しております。これは、経費の節減等による執行残でございます。

100ページをお願いいたします。

水産研究センター費でございます。

不用額2,573万円余を計上しておりますが、これは、主に施設の改修工事等の入札に伴う執行残となっております。

翌年度繰越しについては、附属資料で御説明いたします。

附属資料、77ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

2段目の水産研究センター港整備事業につきましては、関係機関との施工協議に不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したもので、6月に工事は完了しております。

3段目、漁業調査船「ひのくに」代船建造事業につきましては、請負の契約が2か年契約のため、繰り越したものでございます。今年度未完了予定でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

令和元年度の一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の101ページをお願いいたします。

不納欠損額につきましては、該当ございません。

収入未済額につきましては、上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と最下段の漁港施設使用料、103ページの下から2段目

の雑入に該当がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて説明いたします。

102ページをお願いいたします。

上から4段目、国庫補助金で、差が8億5,000万円余生じております。主な理由としまして、繰越しによるものでございます。繰越しにつきましては、後ほど附属資料にて説明させていただきます。

歳出について御説明いたします。

104ページをお願いします。

上から2段目、水産業総務費の不用額が5万円余となっております。これは、職員給与に係る費用でございます。

上から3段目、沿岸漁場整備開発事業費の不用額が100万円余となっております。これは、漁場整備に係る費用であり、不用額が生じた主な理由としては、経費節減による執行残でございます。

次に、最下段、漁港建設管理費の不用額が6,500万円余となっております。これは、漁港整備に係る費用であり、不用額が生じた主な理由としては、事業量の減少等によるもの、また、災害の待ち受け予算に係る流木に係る災害発生がなかったことによるものでございます。

105ページをお願いします。

1段目の漁港災害復旧費につきましては、不用額が2,300万円となっております。これは、漁港施設の災害復旧に係る費用であり、不用額が生じた主な理由としましては、災害復旧事業の待ち受け予算でありましたが、漁港施設災害がなかったことによるものでございます。

続きまして、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の78ページをお願いします。

78ページから83ページにかけて繰越しの記

載をしております。

82ページをお願いします。

上から6段目の漁港施設機能強化事業費（R元経済対策分）及び8、9段目の水産物供給基盤機能保全事業費（R元経済対策分）、83ページ、1段目の水産流通基盤整備事業費（R元経済対策分）、3段目の水産生産基盤整備事業費（R元経済対策分）は、国の経済対策関連でございます。

国の経済対策を除く通常分の主な繰越し理由といたしましては、関係機関や他事業等との協議、調整に不測の日数を要したものでございます。これらの事業は、全て年度内に完了予定でございます。

収入未済について御説明いたします。

89ページをお願いします。

1の表の1段目の公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、県は、昭和62年度に、公害防止事業により、水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、負担すべき金額について、汚染原因者の一人が未納となっているものでございます。負担金9,070万円余のうち、強制徴収などにより、これまで1,199万円余を回収しておりますが、残る7,871万円余が未納となっております。現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえまして、未収金に充当しております。

90ページの4のほうに記載しておりますとおり、今後の対策につきましては、引き続き老齢厚生年金を差押え中であり、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

89ページに戻ってください。

表、1の2段目の漁港施設使用料の未収金について御説明いたします。

この未収金は、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。施設を利用して

いる水産加工業者の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

次ページの4に記載していますとおり、対策としまして、滞納者に対し、定期的な訪問等による指導の実施、また、新たな未収金の発生防止に取り組んだ結果、令和元年度末時点で、平成30年度末に比べて11万円減の2万円余となっております。

なお、この未収金2万円余につきましては、本年5月時点で回収し、完了しております。

89ページにお戻りください。

3段目の雑入の未収金について御説明いたします。

この未収金は、放置船処分行政代執行費用に関するものでございます。牛深漁港内に長期間放置していた船舶の所有者に対して、再三にわたる撤去指導を実施してきましたが、船舶の老朽化により、沈没等の被害発生の危険性が高まったため、平成30年9月に、行政代執行法の手続により、撤去及び処分を実施したものです。

次ページ、90ページの4に記載しておりますとおり、平成31年3月に、納付命令書の差し置き送達の実施を行ったものの、督促状が返送されてきたため、親族へ督促状を手渡ししましたが、納入が確認されないことから、令和元年度においては、当課職員を徴収職員に任命し、資産確認等調査及び国税徴収法等に基づき、船舶内の動産差押え等の手続を行いました。その後も、電話や文書による納入指導を行うとともに、財産調査等にも着手しております。

今後、引き続き、国税徴収法による手続に従って、可能な限りの債権回収に努めてまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 5分間休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時16分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料、すなわち附属資料と説明資料の名前を挙げ、その後ページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料でいいますと、説明資料の1ページに関して。

冒頭、竹内部長からも、3ページ辺り、概要説明で触れていただきました。

農林水産部の場合は、ほかの部も共通している部分はあるかもしれませんが、ある意味特殊なのは、いろいろ御説明があったように、用地とか相手のあることでもあるし、いろいろな協議に日数がかかるとか、あるいは、昨今、資材が不足するとか技術者が不足する、いろいろな要因があって、今日説明があって、繰越し等もやむなく繰り越しましたというのは、私も皆さんを信用していっちょいっちょ見てはきましたけれども、そこは言わないようにしますが、久しぶりに私も決算委員会に来ましたので、例えば、この令和元年の部長おっしゃった翌年度繰越額が約380億円、不用額は62億円、ここ、例えば今言いましたように、この熊本地震以後は、特に、この会計の単年度主義というのが、非常に何か窮屈な感じだなというのを思っておりまして、さっき言いましたように、繰越しなり不用額がある程度出てくるのもやむを得ないんだろうというように私は個人的に思っております。

ただ、さっき言いましたように、久しぶりですので、地震を経て、コロナもあって、例の災害もあって、令和2年も含みますけれど

も、ここ数年の地震以後の状況というのは、この繰越額、不用額というのは、あんまり変わらないレベルで推移しているんですか。それとも、令和元年度はちょっと多かった少なかったと、そういう傾向を、分かる範囲で結構ですので教えて、農林水産政策課長でも結構でございます。

○渡邊農林水産政策課長 全体に関わることなので、私からお答えさせていただきます。

不用額や繰越額の年度の推移という松田委員からの御質問でございました。

まず、不用額につきましては、今年度が、約61億円に対しまして、昨年度は123億円でございますので、大幅に減少をしているということでございます。なお、ピークは、その前年度、平成29年度ということで、平成29年度は約221億円ということで、ここに委員御指摘の地震の影響というのが大きく出ているというふうに考えております。

続きまして、繰越額でございますけれども、繰越額は、今年度の約380億円余に対しまして、昨年度は405億円余ということで、これも減少をしております。不用額と同様に、さらに前年度につきましては556億円ということで、これも地震以降減少の傾向をたどっているということでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

できるだけ少ないほうがいいだろうと、一般論ではですね。平成29年度からは着実に少なくなっている。まあ、7月の豪雨災害を受けて、また今年度、来年度は少しは増える可能性はあるかもしれません。

そこで、これはもしかすると会計課のほうかもしれませんが、この不用額が、令和元年度これだけあります。この令和元年度末で、不用額というのは、その後、年度末の処理というのはどうなるんですかというのが第

1問ですけれど。繰越しというのは、繰り越すわけですね、文字どおりですね。不用額というものの合計の額は、その後どう、会計課……。

○村上会計課長 会計課でございます。

不用額でも様々なものがございまして、先ほど農林水産部から説明がありましたように、内示減とか事業費の減と言われるものは、そもそも財源が、予算としては予定していたものが実際入ってきていない財源もございます。実質、あと説明資料の中で、いわゆる執行残とか節減と言われるもの、これにつきましては財源がございまして、そういったものにつきましては、当然翌年度に財源として繰り越すというような形になるかと思えます。

○松田三郎委員 ということは、まあ数字の分だけ現ナマがあるというわけじゃないということですね。

○村上会計課長 委員言われたとおり、不用額がそのまま繰越しの財源になるということではなくて、本当に県として、財源として確保したもののみが繰り越されるというような形になるかと思えます。

○松田三郎委員 それを前提に、もう1点お聞きしたいのが、たしか私の記憶では、一定の例外的な場合は、いわゆる流用ができる。例えば、款項目節のどこかのレベルとか、同じ課内であるとか、何かのルールがあって——流用という、言葉は悪いかもかもしれません。若干余った予算をこっちでも使えるというような、ある程度融通が利くような話を以前聞きましたけれども、それ間違いですか。財政課長経験者でもある……。

○竹内農林水産部長 委員の今の流用のお話

ですけれども、款項目節とありますけれども、目の範囲につきましては、今基本的には各所属の中で理由をつけて流用をします。

今回につきましても、そういった最大限流用手続きをやって、なおかつ、本当に不用の部分につきましては、翌年度の財政上の予算に反映させる必要もありますので、2月補正で一旦落とす、予算額そのものを落とす作業をします。

ただ、農林水産部関係につきましては、割と生産者の方たちの支援部門が多い、それから、あと国庫が入ってきてやる部分というのが多いんですけれども、国庫の関係につきましては、例えば、国庫の国のほうの承認を得ないといけない場合、あるいは、どうしても生産者の方々の負担が出てくる場合があります、その辺が、やっぱりぎりぎりまで用意してありますけれども、活用できない場合が出てきます。そういったのが不用になってくるというような状況になります。

また、流用のお話に戻ると、項間、項の間を流用する場合には、議会の議決をいただくような必要がありますので、できる部分については最大限やっているつもりではございますが、こういった形で不用も出てきているところなんです。

○松田三郎委員 分かりました。さすが詳しくですね。

おっしゃったように、そういうルールに従って流用しても不用なものがここに計上されているというような理解でいいわけですね。単純に、私たちは、これだけ不用なら別の事業にどんどん使うほうがよはなかるかて、例えば、その理屈でいくと、部長の説明ですね。これは土木なんかもそうですけれども、よく聞くのが、年明けぐらいから、用地の関係でどうしてもこの事業はできないようなのは、例えば、芦北地域振興局で余とっけん球磨のほうに持ってくるとかというの、ち

よっと表現は露骨でございますが、そういうのも、結構このルール内でやっていることだと思いますので、今の話では、もちろん、これはあまり緩やかにし過ぎると、一つ一つ予算をつくって積み上げて、議会で議決するというルールが骨抜きになるわけでしょうから、厳しいところで2月補正である程度整理をするという判断でしたので、いい意味でのフレキシブルなというか柔軟な執行というのを引き続き考えていただければと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 部長のほうから、当初、先立って昨年度の決算のお話がありました。半分ぐらいの中で、有害鳥獣の捕獲についてということで、主にイノシシというには限定されてはいないと思うんですけれども、23年から庁内のプロジェクトチームをつくられておるといこともお話がありました。一方では、生活者に対する被害等々もあっているということで、体制はできておるという前提で、この間、イノシシを中心とした有害の被害状況、効果を含めて、ぜひお話を聞きたいと思うんですけれども、お願いします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

今御指摘がございましたけれども、野生鳥獣の農作物被害につきましては、平成22年に8億4,000万円余ということで、かなり大きく数字が出ております。先ほど御説明いたしましたように、全庁的にプロジェクトチーム、連携の会議を立ち上げてまして対応しておりまして、おかげをもちまして、数字的には減少傾向にあるという状況でございます。

特に、イノシシの被害が多いわけですが、これにつきましても、順調に数は、額は減っております。ただ、イノシシにつま

しては、相当また増えているという状況もございますので、継続して対策を進めていきたいと思っております。

それと、いろんな形で農作物被害以外の被害等もございます。町なかに出てくるというような状況もございますので、先ほど御説明をさせていただきましたが、農業関係以外の、人への被害もないように、危機管理防災課といったところも入っていただきながら、総合的に対策を進めていっております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 これ、担当課といいますか、主管は農林水産部に置いてあるんですかね。

○後藤むらづくり課長 調整の中心といいますか、連携の中心は農林水産部でさせていただいておりますが、農林水産部の対応としては、どうしても農作物被害、そういったものへの対応、農作物とか、林、水、そういったものへの被害が中心の対応になってまいりますので、それ以外に、自然保護、環境生活部とか、そういったところも入っていただきながら対応しているというのが現状でございます。

○西山宗孝委員 町部といいますか、農村地帯も、集落には、結構イノシシ中心に有害な鳥獣出ているんですけれども、一番声に聞くのは、やっぱりその、かんきつ類であるとか、お米であるとか、農作物に入り込まれたら、もう本当に台なしになってしまうと、その声が一番大きいと思うんですけれども、今お話を聞いていると、設置された結果として、徐々に減っているということで、常任委員会等々では詳しくお話があっているかと思いますが、この効果については、非常に生産者もあるいは生活者も大変なところでもありますので、ぜひともこのチームで強化していただ

きたいというふうに思います。お願いしておきたいと思います。

○田代国広委員長 要望。

○西山宗孝委員 はい、要望。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 説明資料の45ページですけれども、農地・担い手支援課の農業改良普及費の中で、農業改良普及推進費、9億8,000万円ほどありますけれども、農業次世代人材投資事業、前は青年就農給付金で言ってたんですけれども、この効果ですね。その前の43ページの歳入では、1億円ほど歳入減がっておりますけれども、このことについてちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

農業次世代人材投資事業、これは青年就農給付金と言いまして、就農前、それから就農後の定着を促進するというところで、就農前は2年間、就農後は5年間の150万円を最長で交付するというような事業になっております。本県につきましては、年間900人ぐらい交付を受けておきまして、全国一の交付額ということになっております。

昨年度の1億円の不用額につきましては、実は、2月補正で、先ほどの附属資料のほうの7ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、最上段に新規就農支援緊急事業、これがございます。昨年度、国が2月補正で、就職氷河期、30代から40代の就農希望者が研修する場合には、その交付金を使うというようなことで、2月補正で予算を組みまして、県としましても繰越しをしております。それが7,800万円ございまして、現在、今年度、26人に交付をしております。その7,800万

円が繰越してございまして、残りの2,000万円が、昨年度から予定してました申請者だったり、もう一つは、経営的に好調な方々が、要は対象を外れると、所得が増加したために、所得が増加して対象を外れるというようなケースも見られまして、そういう額を含めまして約2,000万円あると、合計で1億円というふうになっております。

以上でございます。

○磯田毅委員 今好調で外れると、要するに150万円給付から外れるという条件というのは、どれぐらいの収入が。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

基本的に、所得で350万円以上になりますと、順次減少していくというような仕組みになっております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 説明ありがとうございます。

ちょっと2点教えていただきたいと思いません。

説明資料の35ページの畜産競争力強化整備事業費補助のところ、先ほどの御説明で、備考欄のところ、クラスターの減というところの御説明とともに、37ページで見ると、畜産振興費の中で、クラスター事業、相当ウエートが高いと思うんですけども、このクラスターの実績というのは、少し数値的なところが分かれる資料がありますでしょうか。

○上村畜産課長 実績でございます。これまでは、国が、まず経済対策で、平成26年の補正でスタートしております。実質、繰り越しまして、27年から本県では取り組んでおりま

すけれども、これまでの合計で、酪農で70、肉用牛で38、あと乳肉複合で3、養豚で16、養鶏で5の実績がございまして、国庫補助金ベースで78億9,800万円の実績がござい

す。

○本田雄三委員 ありがとうございます。
であれば、予定より減少というふうにちょっと先ほどお聞きしたもんですから、クラスター事業そのものの見込みというのが順調なのか順調じゃないのかというふうな問い方にしたらどうなりますか。

○上村畜産課長 一言で言うと順調でございます。最初、前年度の末までに、各農家の方がやりたいということで計画出されますけれども、年度明けまして、大体6月末ぐらいに国から内報がございまして、それまでの間に、例えば、自分ところの経営状況の悪化とかで手をおろされた方とかはございまして、大体計画的に実施されておまして、順調に行われています。一部、地元との調整がうまくいなくてできない方もいらっしゃいますけれども、そういう方も仕切り直して、また翌年とか翌々年に手を挙げられる方もいらっしゃいます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

あと1点、附属資料の89ページと90ページですけれども、収入未済に関する調べの一番上段の漁港漁場整備課さんですかね。

水俣、丸島漁港の分の7,800万円に対しての今回収をされているということでございましたけれども、これは、経過年数はどのぐらいいたって、あとどのぐらいかかるというふうな見込みというのがありますでしょうか。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

これは、昭和63年からの30年間の償還計画

で9,070万円余のお金を計上しております。現在、2か月に1回、老齢厚生年金の差押えを実施しているところでございます。

現在は、債権回収額が1,200万円程度でございます。今後も強制徴収を続けていくことが、回収をしっかりとやっていく一つの手段かなと思っております。

また、資産、資力の状況を確認するため、今後も資産調査を継続していくつもりでございます。

○本田雄三委員 あと何年ぐらいかかられるのかというのは。

○緒方漁港漁場整備課長 残りの残額と現在の厚生年金の差押え状況を見ますと、相当な年数かかるのかなというふうに思っているところでございます。

○本田雄三委員 回収していただくのは、当然大事なことだと思いますけれども、その皆様方の費用対効果といいますか、労力等々を含めて、どこかで見極めをすることも大事ではなからうかなという気はしますので、そこ辺りのまた御検討もお願いしたいと思えます。

以上です。

○河津修司委員 部長の話にありました内水面漁協の話なんですけど、これはいろいろ指導もできている、大分改善が進んだということですが、これは、熊本市漁協は県の指導の対象になるんですか。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

熊本市漁協も、もちろん指導の対象になってきております。ただ、現時点においては、熊本市漁協、今検査を受けることについて合意できておりませんので、昨年度来、再

三、検査の受検について協議をしておるんですが、昨年度の調査、この内水面漁協に係る協賛金の調査においては、熊本市漁協についての情報は入手できておりませんといった状況になります。

○河津修司委員 そこで、全体的にこの役員が交代したりしたら、ちゃんと事務引継等もできているはずなんですけれども、なかなかそれが、資料が出てこなくて、できない状況もあるというふうにも聞いておりますが、そういう点についての指導もやっぱりちゃんとできているんですか。

○千田政策審議監 河津委員御指摘のとおり、現在のところ、委員おっしゃるように、資料の提供もなされていないような状況です。同漁協に対しましては、再三、今までも行政処分を行ってきております。報告徴求命令も出してありますし、役員改選命令も出してあります。それに伴いまして、役員改選はなされたということで把握しております。ただ、肝腎の検査がまだ受検いただいておりませんので、引き続き根気強く受検について働きかけを行っているところです。弁護士についても、どういった指導が可能なのか、水協法の中でどういった対応ができるのか、協議しながら今交渉を続けているところであります。

○河津修司委員 県の内水面漁連のほうにもやっぱり迷惑かけますし、ほかの組合にも迷惑かけるから、その辺の指導は、熊本市漁協に対してもしつかり指導をして解決をしてもらいたいというふうに要望します。

それと、説明資料の66ページの地籍調査なんですけど、地籍調査については大分終わっている市町村もあるかと思いますが、まだまだ続けてやっっていかなければならないところもあるかと思えます。そういう点で、進捗状況

というか、そういった面はどんなでしょうか。

○田島技術管理課長 今熊本県におきましては、面積的には84%終わっておりまして、全国でも7位ということで、かなり進んでいるところではございます。あと、残りにつきまして、市町村数で言いますと31市町村、地籍調査完了しておりまして、あと残り14市町村ということで、そこの市町村について、今順次進めているところではございまして、今まさに、今年からが一応10か年計画ということで、国のほうで10か年で計画を進めておりまして、第7次ということで進めておりまして、県におきまして、その7次計画ということで一応策定して、国の承認をいただいて、今後進めるところでございます。

ただ、10年間でもまだ若干残る形にはなると思いますけれども、緊急的に調査する箇所が、やはり災害の危険性があるところとか、その辺りを残りの地域の中で重点的に進めておりますので、そこをやっていきたく。あとは、地目別にはD I D地区、人口が密集している地区と山間部がちょっとまだ残っておりますので、その辺りを今後進めていく予定でございまして。

以上でございます。

○河津修司委員 まだ14市町村できてないところですが、ぜひとも早く——特に、近年災害も多くなっていると、もうどうしてもこの地籍調査が終わってないと、後々の再建、復旧、復興がおぼつかなくなるものですから、しっかり県のほうで指導して早く終わるように、今後とも予算づけもしっかりお願いしたいと思っております。要望です。

○竹崎和虎委員 関連してよかですか。

御説明ありがとうございました。

今河津委員のほうからあったんですが、内

水面漁協の関係ですね。

私も初めてこの決算に参ったものですから、分からないこともあるのでお教えいただきたいと思うんですが、その協賛金の使途の明確化ということで、それぞれ、この内水面漁協さんで、資源保護であったり環境保全活動とかやられておいて、その活動報告の開示状況が今3割程度にとどまっているということでしたけれども、これは、その以前からは伸びてきてるんですか。それとも、何といいますかね、なかなか進んでない——進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

協賛金の受入れ状況につきましては、本格的に調査を行いましたのが、昨年度のこちらの決算特別委員会の御意見も踏まえて、全県について調査を行いましたのが今回が初めてになります。ですから、以前との比較についてはちょっと難しい面もありますが、情報公開については、そういった協賛金の使途がいかに使われているかにつきましては、透明性を高める点で非常に重要だと思っておりますので、今現在、漁協に対します常例検査、もしくは巡回指導においては、重点的にこちらの指導も行っているところです。

また、さらに県におきまして、巡回指導なり常例検査で把握した協賛金の受入れ状況について、ホームページで公開していこうという準備も行っておりますし、さらには、漁協に対して、漁協自らも公開するように、あと協賛金の提供元にも情報提供を行うように指導を行っているところです。こうした取組におきまして、より協賛金の使途について受入れも使い方も適正に行われるような環境を整えていきたいと考えております。

○竹崎和虎委員 分かりました。内水面に関してだと思うんですが、これは海の漁協さん

も同じですか。

○千田政策審議監 竹崎委員おっしゃるとおりです。昨年度のこういった内水面漁協での状況を踏まえまして、近年におきましては、沿岸の漁協におきましても、状況のほうを同じように常例検査なり巡回指導においては把握するようにいたしております。昨年度実施しました検査の中でも、幾つかの漁協において、そういった協賛金の受入れがあるということが確認されております。そして、対応につきましても、必ずしも適正と言えない事例も見受けられますので、内水面漁協同様に、沿岸漁協におきましても、指導の内容に加えまして、今後重点的に指導を図っていく予定としております。

以上です。

○竹崎和虎委員 ぜひ進めていただきたいと思えます。

それと、別でもう1問よろしいですか。

○田代国広委員長 どうぞ。

○竹崎和虎委員 附属資料の10ページ以降になるんですが、農地整備課、そしてまた、その後、森林整備課とか林業振興課のほうでもあったんですけれども、繰越理由の中で入札の不調というのが多々あっておりまして、私の地元でも、農地保全事業とか、応札者がなくてちょっと進んでない部分があって、地元の方々が、県南で豪雨災害もあったもんだから、いったんおらんごんなって進まないとじゃないかという心配があつておるんですけれども、それぞれいろんな対策はされとると思うんですが、特段どういった対策であつたり、どのように——我々もちょっと説明することがありますので、教えていただければと思います。

○久保田農村振興局長 各局またがりますけれども、公共工事関係ということで、代表して総括説明をちょっとさせていただきますと、今竹崎委員おっしゃられたとおり、熊本地震のときのいわゆる災害を契機といたしますか、非常に不調、不落続きました。加えて、それによって、通常の課題でございます今上がっております事業、これについての影響があるということでございまして、やっとなんていいますか、熊本地震からのいわゆる復旧がピークを越え、落ち着いたかというときに、こういう災害でございます。

今後、災害復旧も含めてですけれども、非常に、県南あるいは芦北、球磨を中心に広がっておると、県内全域に広がっておるということでございまして、また同じように通常事業のほうにも影響が出てくるんじゃないかということで非常に危惧をしております。

これにつきましては、やはり今働き方改革も含めて、いわゆる余裕工期、あるいは土日の休日化とか、そういったところで平準化も目指しながら、やはり偏りのないような発注を含めてやっていかぬということで、具体的には、やはり設計内容について、実態に合ったところでぜひやるということで、そのチェックもございしますが、発注の方法として、今考えてございます土木もそうでございますけれども、いわゆる業界のほうとの情報交換とかそういったことも含めながら、しっかり通常事業も含めて発注の平準化、または、働き方改革等で、建設業法の改定など、いわゆる担い手三法の改正もございまして、そういったところについてもしっかり対応していかぬということでございしますので、個別具体にはちょっと言えませんが、そういったところでしっかり予定を立てながら、しかも発注の平準化等も考えながら、そして、冒頭部長のほうからもございましたけれども、予算についても、松田委員のほうからもございましたけれども、しっかり通常事

業はもとよりですけれども、災害についても、復旧するための所期の目的を達成するように、平準化あるいは繰越し等の制度も有効に活用しながら、できるだけといいますか、不調、不落が発生しないように工夫をしながら、今査定始まりまして、本格的には、災害も含め、年末あるいは年度末からの復旧工事の発注が非常にピークを迎えるかと思えますけれども、そういったところを含めて、事前に今の段階から、そういった情報交換、そういったところを含めて、しっかりとといいますか、準備を行ってやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 ありがとうございます。

場所によっては、あそこは地盤の固かもんなどか、石がごろごろ出るもんなどということ、その工期が思ったよりかかるとか、そこはやってもあまりもうからぬというか、そういった話も聞いたりしとるもんですから、いろんな箇所箇所によって、地形であったりいろんな条件があると思いますので、そこら辺も柔軟に対応していただければと思いますので、ぜひ、今おっしゃったように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○久保田農村振興局長 少し補足をさせていただきます。

今竹崎委員からございましたとおり、特に、今回の災害というのは、まさに土砂をいかに有効活用するかという、これがキーポイントだろうと思ってございます。そうした中で、やはり奥まったところの施工条件厳しいところ、こういったところについても土砂の有効活用を図りながら、その辺の施工の手間といいますか、そういったことも加味しながら、非常に箇所数多くございますので、そういった施工についても、それぞれの箇所の施

工の手間といいますか、当然移動等もございます。そういったところもしっかり加味をしながら、28年の地震のときに出たような課題といいますか、そういったところも踏まえながら、しっかり対応を、工夫してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○池永幸生委員 すみません、ちょっとお尋ねしたいんですが、附属資料の31ページですけれども、大切畑の件ですけれども、今業者に対してのいろんな形の工夫をされているというのをお聞きしましたけれども、震災から4年たって、この進捗、そしてまた再度検討しなければならない事項が出てきたと。これは、専門家の意見なのか、業者の意見なのか、また、県の意向なのか、その辺をちょっと詳しく教えてもらってよろしいでしょうか。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

大切畑ダムのことによかったでございますでしょうか。

大切畑ダムについては、地震で堤体に亀裂が発生して、専門委員の検討委員会を立ち上げて、もともとの堤体のところに断層が走っているということで、検討委員会で詳細の検討をして、上流側に300メートルぐらい堤体を移動するというので工法なりを決定して、昨年度、工事発注は既に終わっておりまして、約5年の工期をかけて、令和6年の供用開始を目指して、現在、工事を施工中でございます——が、本体の状況でございます。

それに合わせて、現況の上流から入ってきます水を下流側に適切に流すために、仮排水トンネルというのを先行して施工しておりましたが、掘削の過程で大量の湧水が出てまいりまして、この湧水処理に時間を要したということで、一時工事の工期を延長したりとか

対策に時間を要しましたので、その影響で少し工期のずれが出ておりますけれども、ほぼ計画どおりの施工で、供用開始は6年の供用開始できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 本資料の18ページ、流通アグリビジネス課、深川課長のところだと思いますけれども、この農業総務費の中で、先ほども説明ありましたけれども、不用額が1億7,300万円と翌年度繰越しも2億円弱というふうなことで、非常に金額も多いなというふうに思いますけれども、特に、この不用額について、先ほども説明ありましたけれども、もう少し詳しく、どういった事業が執行残というか、事業をしなかったのか、執行残だったのかと、そういうことをちょっと教えてください。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

農業総務費の不用額、約1億7,000万円についてお答えしたいと思います。

不用額1億7,000万円のうち、2事業で1億5,000万円の不用額が発生しております。

1つは、地域未来モデル事業、こちらは、平成30年度から平成31年度に繰り越した事業のうち、2事業者、約1億円が、事業者の補助事業の取りやめに伴い、不用額が発生したものでございます。ちょうど平成31年の前半は、半導体不況が叫ばれておりまして、事業環境の変化に伴い、事業者の経営判断により、設備投資が中断されたものでございます。

もう一つの事業は、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業でございまして、約5,000万円の不用額が発生しております。

この補助金は、国の緊急経済対策に伴い、平成31年2月補正で1億5,000万円の補助枠

で予算を御承認いただきました。その後4件の補助事業を実施しておりますが、繰り越す際、繰越金額は必要最小限との原則から、4件の補助事業に係る約1億円を除く5,000万円は繰り越さないこととしたため、不用額となったものでございます。2月補正での予算計上でなければ、次の議会で減額することも可能でしたけれども、減額することも困難であったため、不用額となったものでございます。

1億7,000万円の中身については以上でございます。

○小早川宗弘委員 事業を取りやめられたのは、1億円の何か事業があったかと思っておりますけれども、それは大体どういう内容だったんですか。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

1億円について、2事業者が取りやめておりまして、1つは地場企業、こちらのほうは、野菜のカット工場の新設でございます。もう一社が、本社が県外の企業でございまして、こちらが、機能的食品の製造プラントのライン新設でございます。

再発防止といたしましては、事業者の事業計画を厳しく見るであったり、次の補助金で同じ事業者から申請があった場合には、評価を落とすなども考えられますけれども、この地域未来モデル事業そのものは、事業者が地域経済を牽引する計画を作成しまして、その名のとおり、外部環境の変化に伴って、地域経済を牽引するような先進的な取組に対し、補助金で後押しするものでございます。この事業で、新分野に進出したり、新たな事業の核を構築された事業者も数多くあるものですから、ただ、一方で、先進的な取組であるということで、事業者にとってもリスクを伴うということもございますので、景気循環など

の外部環境の変化に伴って中断する経営判断があってもやむを得ないというふうに考えているところでございます。

ただ、一方で、事業者が事業計画を立てる際、外部の専門家を入れる、そういった費用に対する補助であるとか、専門家の紹介や派遣、そういった政策も合わせて行うことで、事業の成功率を高めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 せっかく予算がついて、野菜のカットの工場だとか、あるいは製造プラントの工場を建てられるといったことで、農業の活性化には大分大きな貢献を、成功すればしたのではないかなというふうに思いますし、私の地元のフードバレーアグリビジネスセンター、ここの主なそういう先進的な農業施策をやっていくとか、あるいは農業の6次産業化だとか、あるいは農産物等のセールスだとか、非常にこれから重要な農業施策を担うところだというふうに思いますので、しっかりと事業を行っていただけるようなところ、完了していただけるようなところは見極めて予算を執行していただきたいというふうに思います。

以上です。

○高木健次副委員長 附属資料の88ページ、収入未済に関する調べについてお尋ねしますが、農村計画課。

一番上に、国営土地改良事業費負担金、今回、収入未済額で1,200万円余出てますよね。ここに、理由について、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下ということで、今回は1,200万円。ただ、これはやっぱり、最近の後継者不足やらあるいは担い手不足、そして高齢化、それによって、また人口も減ってきている。

今年も、言われているように、米価の低下

といますか、そういうことで、非常に農村が、やっぱり農業をやめていくというような、この状況の変化の現れだろうと思うんですよね。去年の決算額が幾らかちょっと私も把握しておりませんが、昨年、一昨年と、これはだんだんだんだんやっぱり減ってくる傾向になっているのかなという感じがいたします。

ただ、やっぱりこの辺は、熊本県の農業をはじめ、日本の農業の衰退化といいますかね、つながっていくのかなと非常に危惧をしておりますけれども、去年の決算額を含めて、やっぱりこういう傾向がどンドンどン今から進んでいくのか、いつているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○渡辺農村計画課長 御指摘の事業につきましては、昭和43年から平成7年にかけて行いました羊角湾土地改良事業に伴います農地の開発事業に伴う農家の負担金でございます。

当時は、ミカンが非常に盛んで、高収益作物ということで、それを目指して農地の開発をしたわけですが、状況の変化によりまして、予定した作物等あるいは農家の収入が確保できなかったということで、負担金の徴収が難しくなっているという状況でございます。

御指摘がございましたように、負担金の減収の額でございますけれども、平成29年度は1,400万円ほどございました。平成30年度は、それが1,350万円、それと令和元年度は、調書のとおり1,272万円ということで、だんだん減少しているところではございません。

県の債務者としては、農家というよりも直接的には土地改良区でございます。土地改良区のほうと連携しまして、負担金の軽減に努めていきたいというふうに考えております。

○高木健次副委員長 土地改良区関係の負担

金ということですが、これはなかなか、県のほうがどうしようこうしようという計画を立てても、やっぱりなかなか相手がいることで、土地改良組合とか土改連とかのそういう組織のやっぱり取組というのが非常に大きい要素なのかなという感じがしますが、ただ、やっぱりこれがだんだんだんだん規模が小さくなってくると、あるいは負担金が、未収金が入ってこなくなると、非常に農業の衰退につながってくると思うんですね。これは、未済金が出た場合、この補填というのは、もう土地改良区かなんかがやるわけですか。

○渡辺農村計画課長 負担金につきましては、農家のほうが市町村に納めて、市町村から県に納めるルートと、農家のほうから土地改良区を通じて県に納めるルートと2パターンございまして、今回の場合は、土地改良区を通じて納めるルートという形になっております。土地改良区のほうにおかれましては、農家のほうから直接負担金を納めていただくという形になりますので、農家の状況でありますとか営農の状況とかを確認しながら、負担金の徴収に努めていただいているところでございます。

○高木健次副委員長 最終的には、やっぱり農家負担ということですよ。となると、例えば、農家がもう農業をやめるとか、改良区がこの計画に入ったけれども、ここを脱退するとかいうことになれば、非常にその辺でまたいろいろと負担金の問題について出てくるのかなと。こういう場合は、やっぱりもう土地改良区、あるいは、これはもう最終的には不納欠損というふうにつながっていくわけですかね。

○渡辺農村計画課長 土地改良区のほうにおかれましては、現在、鋭意農家を回られて、

負担金の確保に努められているところでございますけれども、農家のほうも、高齢化したり、あるいは離農されているところもございまして。一方で、既に負担金を納入されている方もいらっしゃるわけでございまして、そういった方との不平等感も生じてくるということで、負担金の平等性という確保の観点からも、徴収には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高木健次副委員長 分かりました。ただ、これは、非常にまたいろいろ今後大きな一つの問題になるのかなというふうに思いますので、その辺はどうぞしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 時間が過ぎましたけれども、1点だけよかですか。

28ページ、いっぱいあるばってん、パワーアップ事業の補助金が、当初は23億円でしたけれども、20億円余りがもう必要なくなったということで、その理由として、事業量の減及び入札残に伴う減となっておりますが、恐らく入札残は微々たるもんだと思うんですよ。そのほとんどが事業量の減に伴い、歳入の必要性がなくなったというように理解していいんですかね。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございませう。

すみません、32ページを見ていただけませんかでしょうか。

この事業の歳出で10番目に生産総合事業とありまして、強い農業づくり支援事業と、その下に産地パワーアップ事業というのがございまして。産地パワーアップ事業は、この強い農業づくり支援事業と非常に似ている事業でございまして、産地パワーアップ事業で予算化し、また、強い農業づくり支援事業でも同

じ事業ができますので、同じように予算化はどっちにらみでもできるように事業的には組んでおります。

産地パワーアップ事業でやりたいと言われている人が、強い農業づくり支援事業に移って、強い農業づくり支援事業でやるとなりますと、その時点で産地パワーアップ事業のほうは、事業が減少するというような形でございますので、地元からいえば、どちらかの事業でやれるということですので、基本的に、我々としては、どちらもお使いいただけるよう、地元のほうがどちらを使われるかということ非常に念頭に置いてやっております。ただ、国の事業ですので、強い農業づくり支援事業に手を挙げても、ポイント制になっておりますので、国のほうで採択できない場合がございます。そういう場合は、逆に産地パワーアップ事業でやられます。その逆もございます。という形で、この事業2つを使ってやっていくということでございます。

○田代国広委員長 この数字を見ると、当初の計画が、積算が極めて甘く見えるんですよ。23億円が僅か3億円しか歳入なかったということで、そういったふうじゃないということですか。

○井上農産園芸課長 それに、もう1つ、産地パワーアップ事業は、補正予算で組み込まれますので、基本的には10億円ほど今年も補正予算で組みまして、それをすぐいきなり繰り越します。それが使われなければこういう形の事業になりますが、実は、それは両方のにらみをしまして、強い農業づくり事業で使って、産地パワーアップ事業は使わなくなりました。ですので、2つを同時にうまく使っていくということですので、強い農業づくり事業のほうで事業ができれば、産地パワーアップ事業は、こういう形で非常に繰越しや不用等が出てしまう、それで差が出てしまう、こう

いう形になってしまうということですので、見通しは、2事業にらんでやっているというところが、農林水産部の非公共のハード事業のやり方でございます。

○田代国広委員長 10億円の減少はどこにあるんですか。

○井上農産園芸課長 10億円の減少は、まず、産地パワーアップ事業の10億円のうち、強い農業づくり支援事業——28ページですか。

○田代国広委員長 うん。

○井上農産園芸課長 28ページの、まず、10億円のほうは、基本的には、この20億円のうち10億円は全額繰り越しました。補正予算でしたので、全額繰り越しました。ただ、あと10億円の場合が、これ本当に使う予定だったんですけども、産地パワーアップ事業と、先ほどの強い農業づくり事業とにらみまして、強い農業づくり事業に移った分等々もございますので、最終的に、こういう3億5,000万円の数字になって、20億円の減という形になったということでございます。

○田代国広委員長 20億円は、収入済額になっとらぬわけでしょう。10億円繰り越すとおっしゃったんですけど——まあ数字的に間違とらぬということでしょうから、よろしいことにします。

なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時0分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより土木部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままでも簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 土木部長の上野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和元年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係として、「繰越事業について、昨年度、河川及び港湾関係事業の繰越理由の多くが、地元漁協など関係機関との調整に不測の日数を要したためということに関し、改善検討事項として、漁業協同組合、請負業者及び発注者間の良好な関係づくりに努め、事業の円滑化を図るよう指摘していたが、地元漁協等との調整の現状について十分な把握ができていなかった。繰越事業に係る地元漁協等の関係機関との調整の現状を把握するとともに、引き続き、漁業協同組合、請負業者及び発注者間の良好な関係づくりに努め、事業の円滑化を図ること。」という御指摘がありました。

まず、繰越事業に係る地元漁協等との調整の現状把握につきましては、工事箇所ごとに協議内容等をより詳細に把握し、情報共有の徹底を図ったところでです。

また、工事施工に際し、発注者の責務として、関係漁協に対し、工事着手前に工事内容を説明し、工事着手後も施工内容に関する調

整が必要な場合は、県も一緒に対応するなど、引き続き、漁業協同組合、請負業者及び発注者間の良好な関係づくりに努め、事業の円滑化を図ってまいります。

続きまして、土木部の令和元年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、令和元年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済額が596億5,000万円余、不納欠損額は58万3,000円余でございます。

不納欠損額の主なものは、熊本港の入居団体の共益費であり、時効完成によるものです。

また、収入未済額は3億2,400万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差267億6,200万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,213億7,900万円余、翌年度繰越額は547億3,900万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、事業計画策定に当たって、地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず令和2年度へ繰越ししたもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は、52億6,100万円余となっており、その主な理由は、国費予算の内示減による事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

以上、令和元年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

土木部の定期監査におきましては、道路整備課について指摘がございました。

その内容と対応状況につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

まず、決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございますが、2ページから4ページにかけては、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について御説明いたします。

3段目の土木総務費におきましては、1,731万9,000円の不用額が生じております。これは、主に熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきましては、2,033万7,000円の不用額を生じております。これは、主に建設産業総合支援事業における補助金等の執行残でございます。

監理課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課です。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

上段の使用料及び手数料、下段の諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

上段の使用料及び手数料で、予算に対し収入済額に106万8,000円の増額が生じたのは、備考欄に記載のとおり、収用裁決申請が3件あったためでございます。

また、下段の諸収入で、予算に対し収入済額に218万2,000円の減額が生じたのは、備考欄に記載のとおり、収用委員会において鑑定等を要する裁決がなかったためでございます。

次に、説明資料、8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木費で611万3,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続きに係る鑑定料等の執行残でございます。

続きまして、説明資料の9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入です。

上段の財産収入、中段の繰越金、下段の県債について、いずれも不納欠損額、収入未済額ともにございません。

上段の財産収入は、特別会計で先行取得した用地分の一般会計への売払い収入で、実績により、予算額に対し1億5,480万円の増額となっております。

中段の繰越金については、前年度からの繰越金を計上しております。

下段の県債につきましては、下から2段目の国庫補助道路用地先行取得事業費は、本渡道路の整備に伴う調達額で、最下段の国庫補助街路用地先行取得事業費は、熊本高森線4車線化の用地取得実績により特別会計での資金調達が不要となったため、4億円の減額となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

特別会計の歳出です。

土木費のうち、上段から3段目の街路事業費で4億円の不用額が生じております。

先ほど歳入で説明いたしました県道熊本高

森線の4車線化で、予算を確保して取り組みましたが、昨年度は一般会計での対応ができたため、不用となったものでございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課で
ございます。

決算について御説明いたします。

委員会説明資料の11ページをお願いしま
す。

歳入について御説明いたします。

1段目の財産収入、4段目の繰越金及び5
段目の諸収入とも、不納欠損額、収入未済額
はございません。

5段目の諸収入ですが、予算額に対する収
入済額が950万円の増となっております。こ
れは、備考欄に記載のとおり、主に南阿蘇村
への派遣職員に係る負担金によるものでござ
います。

続きまして、歳出について御説明いたしま
す。

資料の12ページをお願いいたします。

土木総務費におきまして、1,030万8,000円
の不用額が生じております。主な理由は、C
A L S / E C 事業に関する入札に伴う執行残
でございます。

土木技術管理課の説明は以上でございま
す。よろしく願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございま
す。よろしく願いいたします。

まず、本年度の定期監査において指摘事項
がございましたので、説明いたします。

お手元の資料のうち、監査結果指摘事項と
いう表題の資料をお願いいたします。

指摘事項は、電話料金の支払い遅延につい
てでございます。

内容は、「令和元年8月分電話料金につい
て支払が遅れたため、遅延利息50円が発生し

ている。支払手続において組織的なチェック
体制の強化を図り、支払漏れの防止に努める
こと。」でございます。

事案の概要について説明いたします。

令和元年5月26日から7月25日に係る電話
料金の請求書が、8月中旬に送付されていま
したが、他の郵便物に紛れ、到着しているこ
とに気づかず、支払い期限の令和元年8月26
日を過ぎて令和元年9月20日に支払ったため
に、遅延利息が生じたものでございます。

対応状況につきましては、遅延利息を含め
た請求書が10月に送付され、電話料金と合わ
せて令和元年10月25日に支払っております。

再発防止としまして、電話料金やコピー機
代など定期的な支払いが発生するものについ
ては、支払い管理表を部内ネットワークの共
有フォルダに掲載し、総務班及び監理課経理
班の担当が相互にかつ定期的に確認し、支出
命令書の作成、相手方への振込に漏れない
よう徹底いたしました。

次に、決算について説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未
済額はございません。

主な内容について説明します。

表の1段目をお願いいたします。

土木費負担金でございますが、予算額に対
して、3,980万6,000円の減となっております。
これは、繰越しに伴うものでございま
す。

表の上から4段目をお願いいたします。

土木費国庫補助金ですが、予算額に対して
91億8,554万6,000円の減となっております。
これは、繰越し及び事業費確定に伴うもの
でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

上から3段目の諸収入でございますが、予
算額に対して、3,978万1,000円の減となっ
ております。これは、繰越し及び事業費確定に
伴うものでございます。

なお、15ページの上から2段目の損害弁償金ですが、これは、施工中の橋梁工事において、設計の誤りが判明し、その対策工事に要する費用について、設計を実施したコンサルタントから弁償金として受け入れるものでございます。全額を令和2年度へ繰り越しております。

次に、歳出について説明いたします。

16ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は457万円でございます。これは、直轄事業負担金の事業費確定による執行残などでございます。

17ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費の不用額は5億2,614万4,000円でございます。これは、道路改築費や地域道路改築費の事業費確定による執行残などでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しまして、附属資料で説明いたします。

道路整備課分につきましては、資料の1ページから90ページに箇所ごとに記載しております。

89ページをお願いします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、425か所で、繰越額は172億5,150万6,000円でございます。そのうち、2月補正分が87か所で、総額は34億8,027万2,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、地元住民や交通管理者などの関係機関との協議調整や用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、90ページをお願いします。

道路整備課の事故繰越は、最下段のとおり、1か所で、繰越額は2億3,097万9,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、熊本地震の影響により人員や資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

これらの繰越事業につきましては、現在、工事は順調に進んでおり、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

道路整備課は以上です。よろしく願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

決算につきまして御説明をいたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明をいたします。

1段目の分担金及び負担金については、予算額に対し968万1,000円の減となっております。これは、主に道路施設保全改築費負担金の繰越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

4段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し47億577万1,000円の減となっております。これは、最下段に記載のとおり、工事の繰越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

1段目の財産収入につきましては、予算額に対し、670万2,000円の減となっております。これは、主に土地売払収入の実績増に伴うものでございます。

この内容につきましては、後ほど附属資料にて御説明をいたします。

次に、5段目の雑入でございますが、予算額に対し、1,862万9,000円の減となっております。これは、主に路側構造物整備費負担金の繰越しに伴う減によるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の816万6,000円の主な理由は、道路管理事業における道路賠償責任保険の入札に伴う執行残によるものでございます。

3段目の道路維持費の不用額7,457万9,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策等の執行残によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

道路新設改良費の不用額9億1,524万6,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で御説明をいたします。

道路保全課につきましては、附属資料の91ページから148ページまで記載しております。

148ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、503か所、98億6,759万2,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画の策定、工法の検討等、不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

最後に、県有財産の処分状況につきましては、附属資料の244ページの一覧表のとおりでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

分担金及び負担金でございますが、2段目の重要幹線街路事業費負担金が、予算現額に対して、554万7,000円の減となっております。これは、事業費確定に伴うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、下から2段目の社会資本整備総合交付金が、予算現額に対して、30億5,587万2,000円の減となっております。これは、令和2年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、下から2段目の緑の基金繰入金が、予算現額に対して、231万3,000円の減となっております。これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

最下段の雑入でございますが、予算現額に対して、943万9,000円の増となっております。これは、主に連続立体交差事業残地売却に係る売買代金によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

2段目の景観整備費の不用額834万円は、緑化景観対策事業並びに民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

都市計画総務費の不用額731万円は、主に屋外広告物対策推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

1段目の土地区画整理費の不用額2億7,363万2,000円は、土地区画整理事業費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でござ

います。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の149ページから157ページに記載しております。

156ページをお願いいたします。

都市計画課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、34か所で、48億7,922万3,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議調整や建物移転に係る補償交渉等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、157ページをお願いいたします。

都市計画課の事故繰越の合計は、4か所で、6億3,332万2,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、土地区画整理事業において、移転補償や工事の前提となります仮換地指定に当たり、地権者との交渉に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

最後に、県有財産の処分状況につきましては、附属資料の245ページから246ページの一覧表のとおりでございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の31ページをお願いいたします。

31ページから33ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明します。

31ページ2段目の国庫支出金ですが、予算に対して、3,141万3,000円の減となっております。

これは、3段目の市町村都市災害復旧指導

監督事務費負担金、次に、32ページをお願いいたします。2段目の廃棄物処理施設整備事業事務費補助、3段目の農山漁村地域整備交付金の繰越しに伴うものなどでございます。

続きまして、34ページから37ページまでが一般会計の歳出でございます。

34ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費の不用額133万6,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。

同じく34ページ、最下段の環境整備費の不用額1,524万円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

38ページから41ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

38ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金ですが、予算に対して1,247万8,000円の増となっておりますのは、平成30年度に市町村から受け入れた汚水が当初の見込みから増加し、その増加分に係る維持管理負担金を令和元年度に精算したことなどによるものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算に対して6億9,851万9,000円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰越しに伴うものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

1段目の県債ですが、予算に対して2億8,800万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰越し等に伴うものでございます。

続きまして、42ページから44ページまでは、流域下水道事業特別会計の歳出でございます。42ページをお願いいたします。

1段目の流域下水道費の不用額6億5,289万8,000円は、そのほとんどが、令和2年4

月1日から公営企業会計を適用するに当たり、3月31日までに特別会計で支払いが終わらなかった事業費を令和2年度の公営企業会計に引き継ぐ必要があるため、特別会計の令和元年度不用額としたものによるものでございます。

なお、この公営企業会計が引き継いだ事業費は、令和2年4月に全ての支払いを完了しております。

一般会計、流域下水道事業特別会計の歳入、歳出の説明は以上です。

続きまして、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の158ページをお願いいたします。

下水環境課における繰越事業につきましては、158ページから165ページに記載しております。

160ページをお願いします。

一般会計につきましては、160ページの最下段のとおり、9か所で、3,473万円の繰越しとなっています。

主な理由といたしましては、別工事との調整や入札不調による計画変更、見直しの検討に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

次に、164ページをお願いします。

流域下水道事業特別会計につきましては、明許繰越分が、164ページの最下段のとおり、17か所で、11億8,346万5,000円の繰越しとなっております。

主な理由としましては、国の補正予算に係るもの、また、氷川町の宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に係る工事において、道路や上水道管理者との調整に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

次に、165ページをお願いします。

事故繰越につきましては、165ページの最下段のとおり、1か所、6,765万円となって

おります。

主な理由としまして、全国的に大規模災害が発生したことにより、建設資材や労務者等の確保が困難となり、その調達や調整に不測の日数を要したため、やむを得ず事故繰越したものでございます。

なお、一般会計、流域下水道事業特別会計における繰越事業につきましては、全て令和2年度内に完了予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

歳入歳出決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の45ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、5段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額が3万2,000円、収入未済額が312万6,000円となっております。

それぞれの内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

下から4段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございませんが、予算現額と収入済額との比較で46億6,575万4,000円の減となっております。これは、繰越し及び事業費確定に伴うものです。

この繰越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

下から4段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億489万円となっております。

これにつきましても、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出を御説明いたします。

51ページをお願いします。

2段目の河川海岸総務費につきまして、8,451万円の不用額が生じています。これは、主に河川管理費、国直轄事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

52ページをお願いします。

1段目の河川改良費につきまして、2億845万9,000円の不用額が生じています。これは、主に河川改良費、単県河川等災害関連事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

54ページをお願いします。

1段目の土木災害復旧費で12億6,150万3,000円の不用額が生じています。これは、主に2段目の河川等補助災害復旧費及び55ページ、1段目の河川等単県災害復旧費の額の確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入歳出決算に関する説明となります。

続きまして、別冊の附属資料にて繰越事業の説明をさせていただきます。

明許繰越しにつきましては、附属資料の166ページから191ページに記載しております。191ページをお願いします。

191ページ、最下段の合計欄をお願いいたします。

河川課の明許繰越しの合計は、363か所、100億2,894万8,000円となっております。

主な理由としましては、工法選択や関係機関等との協議、相続による用地買収の遅れ及び工事増加に伴う労務者や建設資機材等の不足など、その調整や手配等に時間を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきまして、192ページに掲載しております。

192ページ、最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の事故繰越の合計は、13か所、8億4,127万1,000円となっております。

主な理由としましては、災害復旧事業において、相続による用地取得の遅れや令和元年6月梅雨前線豪雨による再被災に伴う箇所見直し等により、工事の施工期間に不足が生じたため、次年度へ繰り越したものです。

なお、いずれも、今年度中に施工を完了する予定です。

続きまして、収入未済額について御説明させていただきます。

235ページをお願いします。

235ページ、1段目の河川敷占用料で72万3,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で3億489万円の収入未済が生じております。

これらの理由につきましては、次ページ、236ページの上段にあります、3、収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で10件の収入未済がございます。

理由としましては、生活困窮によるものが2件、所在不明によるものが3件、督促等を行いましたが、非協力的によるものが5件となっております。

なお、現在までに、生活困窮2件のうち1件と非協力的5件のうち3件は納付済みとなっております。

次に、2段目の土石採取料で1件の収入未済がございます。

理由としましては、その他が1件で、備考欄には代表者死亡と記載しておりますが、正誤表のとおり、経営不振によるものと訂正させていただきます。申し訳ございません。

3段目、雑入の海砂利超過採取に係る過料及び4段目の海砂利超過採取に係る不当利得のどちらも同一の債務者によるもので、計5件の収入未済がございます。

理由としましては、その他の5件となっており、その内容としましては、会社代表者の死亡によるものが2件、会社の経営不振によるものが3件となっております。

占用料等の使用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて、納付指導等に取り組んでまいります。

また、過料等の雑入の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過料等の全体額は3億2,400万円余でございます。そのうち、令和元年度末までに1,900万円余が納付されている状況です。

いずれの事業者も、経営状況が厳しく、また、財産調査の結果でも、全額の納付が可能な状況ではありませんでした。

徴収が難しい状況ではありますが、今後も引き続き、事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

最後に、不納欠損額につきまして、242ページを御覧ください。

使用料の不納欠損額として、河川敷占用料で3万2,000円が生じております。

理由としまして、平成25年度及び平成26年度の河川敷占用料についての時効期間満了による債権消滅によるものでございます。

以上で河川課の説明を終わらせていただきます。よろしく御願いいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の56ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

最上段の分担金及び負担金は、港湾事業に伴う市町村負担金で、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、予算現額と収入済額との比較の329万8,000円の減につきましては、事業費確定によるものです。

最下段の使用料及び手数料において、16万

9,000円の収入未済額があります。

内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

上から3段目の国庫支出金に、不納欠損額、収入未済額はありません。

予算現額と収入済額との比較の6億3,716万2,000円の減につきましては、繰越し及び事業費確定によるものです。

58ページをお願いいたします。

財産収入、繰越金、諸収入に不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、諸収入の予算現額と収入済額との比較の1,416万8,000円の増につきましては、開発指定事業高率補助精算金の増などによるものです。

59ページをお願いいたします。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

上から2段目の港湾管理費で634万1,000円の不用額が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

60ページをお願いいたします。

最上段の港湾建設費で1,729万4,000円の不用額、2段目の空港管理費で823万3,000円の不用額が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

61ページをお願いいたします。

上から2段目の港湾補助災害復旧費で1,567万5,000円の不用額が生じています。これは、国による災害査定を踏まえた執行残でございます。

62ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

最上段の使用料及び手数料において、277万円の収入未済額があります。

内容については、後ほど附属資料で御説明いたします。

4段目からの国庫支出金、財産収入に不納

欠損額、収入未済額はありません。

63ページをお願いいたします。

最上段からの繰入金、繰越金に不納欠損額、収入未済額はありません。

上から3段目の諸収入において、55万1,000円の不納欠損額と221万6,000円の収入未済額があります。

内容については、後ほど附属資料で御説明いたします。

最下段の県債に不納欠損額、収入未済額は

ありません。

64ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳出について御説明

いたします。上から2段目の施設管理費につきまして、4,107万4,000円の不用額が出ています。これは、事業費確定に伴う執行残によるものです。

65ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明

いたします。歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額は

ありません。

66ページをお願いいたします。

歳出について御説明

いたします。熊本港臨海用地造成事業費で251万7,000円の不用額が生じています。これは、事業費確定に伴う執行残による

ものです。以上で、一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明を

終わります。続きまして、附属資料について御説明

いたします。まず、繰越しについて御説明

いたします。附属資料の193ページから204ページが港湾に係る繰越事業でござ

います。201ページをお願いいたします。記載のとおり、一般会計の明許繰越しは、48か所、19億2,644万5,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどでござ

います。202ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の事故繰越は、1か所、1,236万2,000円で、理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組として、業務を一時中止したことによるものでござ

います。204ページをお願い

いたします。最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰越しは、8か所、5億1,089万8,000円で、理由としましては、関係者との協議に不測の日数を要したことなどでござ

います。237ページをお願い

いたします。続きまして、収入未済について御説明

いたします。一般会計では、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で16万9,000円の収入未済額があり、理由は、債務者の生活困窮

です。なお、最下段の未収金対策のとおり、本年度、時効完成により不納欠損処分を予定して

おります。238ページをお願い

いたします。港湾整備事業特別会計では、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で277万円の収入未済額があり、理由は、徴収猶予及び債務者の業績不振のため

です。また、2段目の諸収入の雑入で221万6,000円の収入未済額があり、理由は、債務者の業績不振のため

です。対策につきましては、239ページを御覧

ください。徴収猶予分につきましては、新型コロナウイルス感染症支援策として、令和2年3月分の使用料の徴収猶予を実施したことにより発生した未収金で、その後、追加支援策として、事業者の売上減少率に応じて使用料の2分の1を減免していますので、減免後の使用料について、納付期限までの支払いを指導して

おります。徴収猶予分以外につきましては、分納誓約

書による分納納付指導等を継続中でございます。

今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

243ページをお願いいたします。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

諸収入の不納欠損額として、雑入で55万1,000円が生じております。

これは、平成21年5月に、業績不振により閉店したレストランの同年4、5月分の電気料金等の共益費が未収金になっていたもので、令和元年6月及び7月に時効期間の10年が満了し、かつ債務者からの時効の援用により時効が完成したことで、県の債権が消滅したことによるものでございます。

以上で港湾課の説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

まず、決算につきまして御説明いたします。

説明資料の67ページをお願いいたします。

最初に、歳入につきまして御説明いたします。

砂防課におきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

下から4段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済額との比較で29億557万4,000円の減となっております。これは、社会資本整備総合交付金や砂防激甚災害特別緊急事業費補助などにおける繰越し及び事業費確定によるものでございます。

続きまして、支出について御説明いたします。

説明資料の69ページをお願いいたします。

上から3段目の砂防費につきましては、不納額5億628万2,000円が生じております。主

な理由としましては、事業費確定に伴うものでございます。

続きまして、翌年度への繰越事業費について御説明いたします。

附属資料をお願いいたします。

附属資料の205ページから227ページにかけて、令和元年度への明許繰越しを記載しております。

227ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、令和2年度への繰越額は、合計で181か所、61億1,567万1,000円でございます。

繰越しの主な理由としましては、工事の施工に伴います工事用進入路の配置や工事用地の取得に関して、地元関係者との協議調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越しするものでございます。

次に、附属資料の228ページに令和元年度の事故繰越しを記載しております。

228ページをお願いいたします。

最下段に記載してありますように、令和2年度への事故繰越しは、合計で2か所、1億8,146万2,000円でございます。

事故繰越しの主な理由としましては、熊本地震の影響によりまして、2か所とも南阿蘇村の工事で、阿蘇管内では工事が集中したために、生コンクリートなどの資材確保が困難となりまして、工事施工に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ事故繰越しをしたものでございます。

なお、この2か所につきましては、工事進捗を図り、年度内に完了予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○小路永建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の70ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

71ページをお願いいたします。

2段目以降の国庫支出金につきましては、収入済額が予算現額に対して1,083万9,000円の減となっております。これは、4段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定によるものです。

次に、73ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額2,053万4,000円につきましては、主に危険ブロック塀等安全確保支援事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越し事業につきまして、附属資料で説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の229ページから231ページに記載しております。

231ページの最下段のとおり、建築課の令和2年度への繰越しの合計は、3,109万1,000円でございます。

繰越しの主なものとしましては、まず、229ページ、1段目に記載している地域復興拠点づくり事業で、仮設住宅団地に建つみんなの家の移築等の利活用促進を行っておりますが、甲佐町、南阿蘇村及び益城町のみんなの家の利活用基礎資料の作成に伴い、町や村、地元住民との調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

なお、3か所とも9月末で全て完了しております。

次に、5段目にあります住宅耐震化支援事業で、県内全域において木造住宅の耐震化のための支援を行っておりますが、関係者との調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

建築課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○緒方営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の74ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

国庫支出金及び繰越金がございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、75ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

土木総務費の不用額5,667万9,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

営繕課につきましては、附属資料の232ページから233ページに記載しております。

233ページをお願いいたします。

営繕課の令和2年度への繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で8か所、合計3億4,939万円となっておりますが、関係機関との協議等に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

営繕課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の76ページをお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、調定額21億6,100万円に対し、収入済額が21億4,936万1,000円、収入未済額が1,163万9,000円となっております。

使用料の内訳として、3段目に県営住宅使用料、4段目に駐車場などの県営住宅用地使用料を記載しております。

収入未済の状況につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

下から2段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との比較で、2億1,883万7,000円の減となっております。これは、最下段の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費

確定に伴うものです。

次に、77ページから78ページにかけて、財産収入、繰越金、諸収入、受託事業収入、雑入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、歳出について御説明いたします。

79ページをお願いします。

上から2段目の住宅管理費の不用額3,146万2,000円の主な理由は、県営住宅維持補修費の事業費確定に伴う執行残、訴訟に係る訴訟費用の執行残でございます。

3段目の住宅建設費の不用額3,553万2,000円の主な理由は、公営住宅ストック総合改善事業費の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料にて繰越事業及び収入未済の状況について御説明いたします。

附属資料の234ページをお願いします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段に記載のとおり、5億9,369万6,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、入札不調の結果を踏まえた工事着工住戸数の変更による不測の日数を要したこと、また、基本計画の策定、変更による不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、収入未済の状況について御説明いたします。

240ページをお願いします。

1の歳入決算の状況の1段目の県営住宅使用料で1,101万1,000円、2段目の県営住宅用地使用料で62万7,000円の収入未済が生じております。

これらの理由は、県営住宅入居者の方が、収入の低下等により生活困窮の度合いが増し収入未済となったケースや、既に県営住宅を退去した方々の滞納が主な原因です。

241ページをお願いいたします。

令和元年度の未収金対策を記載しております。

県営住宅使用料について、入居者対策としまして、③の職員による電話催告や分納指導、④の3か月以上の滞納者への催告及び当該催告に応じない滞納者の連帯保証人への通知等を重点的に取り組んでおります。

また、退去者対策といたしまして、④の分納誓約の実施を重点的に取り組んでおります。

引き続き、様々な事情を抱える入居者の方々の話をお聞きし、場合によっては、減免制度を利用するなど配慮を行いながら、歳入確保及び公平性の観点から未収金対策に取り組んでまいります。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で土木部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料、すなわち説明資料と附属資料がありますが、いずれかを述べた後、ページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 説明資料より附属資料のほうが分厚いというのは、土木部ならではかなと思っておりますが、今までの部よりも、この不用額を生ずる理由というところは、一番分かりやすく、具体的な記述でしたので、多分ほかの部もこれに見習っていただければと思うぐらいよくできておりました。

実は、午前中の農林水産部でも申し上げたことですが、部長の概要説明をいただきまして、説明資料の1ページ、これは、筆頭課ですから、木山監理課長にちょっとお答えいただければと思いますが、土木部は

——ほかの部もそうかもしれませんが、特に、さっき附属資料の話をしましたけれども、用地の問題とかあるいは相手方があっていろいろな協議も必要だろうと、また、昨今、資材が不足しているとか、技術者、労務者が不足している等々があって、単年度で予算を執行するのに非常に窮屈な状況と。御存じのように、熊本地震以降、コロナの関係、そして、この決算は令和元年度ですが、2年度の——これからですね。災害等も経験しましたので、よりちょっと窮屈なところになっているのかなという意味では、繰越額とか不用額が一定額、一定割合あるというのも、これはやむを得ないんだろうとっております。

そこでちょっと質問というのが、私、久しぶりの決算でございますので、この1ページ、部長から御説明がありました、翌年度繰越額が547億円、不用額が52億円というのは、熊本地震以後、大体これぐらいの金額で推移してきているのか、もしくは令和元年度が特別の事情で今までよりも多かったとか少なかったとか、その辺のこと、まあ3年ぐらい前とか4年ぐらい前、その辺でいいですけど、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○木山監理課長 監理課でございます。

ただいま御指摘のありました繰越額並びに不用額の推移でございますが、まず繰越額から御説明申し上げます。

震災前の27年から28年に至りましては、約260億の繰越しでございました。しかしながら、熊本地震が発災以降、その翌年は980億まで——これが一番多い繰越額でございますが、980億というかなり大きな繰越額が生じております。その後、年を追うごとに864億、592億、それから今回547億余という形で、繰越額を徐々に減らしてきていたところでございます。

ただし、今委員からもお話がございましたとおり、本年度7月には豪雨災害が発生をいたしましたので、来年度以降はまたこの繰越額がどうなるかというのは、しっかりと推移を見極めたいというふうに思っておりますし、しっかりと発注できるように、そこは土木部一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、不用額の推移でございますが、これも震災前の27年で申し上げますと、約24億の不用額でございましたが、やはり震災のときに82億まで不用額が膨れ上がっております。その後は、65億、53億、それから今年度52億ということで、少しずつこちらも不用額を減らしてきていたところではございますが、これも、あと、先ほど申し上げたとおり、来年度以降、豪雨災害の影響でまたこれがどうなるか、しっかりと見極めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

今に関連しまして、いわゆる働き方改革とか3法の改正とか、ここ数年で特に、県でも取り組んでいるかつての3Kという悪いイメージを払拭するように、新3K、国も県も取り組んでいらっしゃいます。できるだけ土曜、日曜は現場も休みにするとか、あるいはよっぽど急ぐところでない限りは、大体あまり遅くまでは現場を動かさないとか、ということになると、当然、今までの平均のというか、発注して工期が今まで1か月ぐらいだったのが、例えば1か月と1週間とか、1か月半とかって、あるいは余裕工期とかも今盛んに取り入れていただいておりますので。どうしてもやっぱり、悪い意味じゃなくて、日数を確保して発注しなければならないということになると、大体傾向として、当然平均的に日数がかかるといいますか、プラスその分お金もかかるという傾向にあるというのは、昨

年度ぐらいは間違いないのかなと思いますけれども、そういう点はどうですか。

○木山監理課長 ただいまおっしゃられました、例えば週休2日制の導入ですとか、工期の適正化ですとか、発注の平準化等も含めまして考えますと、やはり工期そのものは、若干少しずつ延びてくるといいますか、適正工期という形でしっかりやっっていかなきゃいけないということになりますので、恐らく従来よりも工期のほうは長くなっていくという形になるかと思えます。

これは、先生が先ほどおっしゃったとおり、担い手3法ですとか、そういったところでやっぱり働き方改革というのが一方でございまして、これは何のためかといえますと、やはり将来の担い手を確保していくといったところからも、若い人がどんどん建設産業に入ってくるためには、やはり一方で建設産業の働き方改革をしっかりとやっっていけないと、人材の確保ができていけないというところも当然ございまして、併せて取り組んでいかなければならないものだというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後にといいますか、総額でと言われてみると、金額は確保できていても、いわゆる発注できる本数でいくとどうしても少なくなるというのは、我々も、覚悟というか、認識しておいたほうがいいということは言えますか。

○木山監理課長 発注についての傾向は、恐らくそれぞれのやはり現場に応じて適正に発注していくという形になりますので、一概に件数が減っていくとか増えていくとかいうようなところまでは、ちょっと申し訳ございませんが、ここでは申し上げることはできません。

ん。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高木健次副委員長 附属資料の236ページ、収入未済額の表ですが、海砂利の超過採取による未済額、これはずっと随分長く、もうかれこれ10年ぐらいなつとですか、これは。非常に長期にわたってこういう状態が続いていますよね。先ほど死亡と出ていましたけれども、間違いだったということで、経営不振によるこの未済額につながっていると思うんですけども、今の状況を、ちょっと詳しく分かれば知らせていただけますか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今御指摘のとおり、海砂利関係につきましては、平成22年度及び24年度、複数年にわたって違法採取が確認されてからこういう事案が発生しておりまして、関係する会社がおおむね5社ほどございます。

それぞれの会社につきましては、法人の登記名義はあるという形のものや既に代表者が死亡されているケースもございます。ですけど、申し上げましたように、法人の登記がある以上、請求的には県としても行っているというような状況でございまして、中には死亡されていらっしゃる方もおられますけれども、代表者の方がちょっと逃走されていらっしゃる方もおられるということで、できるだけ連絡を取りながら、かつ関係者等へも聞き取りしながら、押さえられる財産等があれば一生懸命押さえたいという努力はしているところでございますけれども、このまま、いわゆる時効というものが到達しない限りは、こういう不納欠損処理とかいうのもできませんものですから、県としては、いろいろ回収するための努力は一生懸命しているところでは

ございます。

○高木健次副委員長 県のほうも一生懸命努力はされていると思うんですけども、なかなかこの辺は、何といいますか、この過料の徴収というのはできていないというような状況だと思うんですね。

5社あるわけですね。その5社も全部、結局、この未済額につながっているということですかね。

○菰田河川課長 5社のうち、1社が他県のほうに会社としてちょっと売買されたもの、また、2社が、代表者が死亡されておられて、いわゆる会社の形態的にはちょっと存在しないもの、1社は、会社自体はあるんですけども、実体として動いていないもの、また、もう1社は、もう本当ぎりぎりの生活で取り組んでいらっしゃるものというような形で、会社の形態は微妙にちょっと違うところではございますけれども、それぞれ連絡取れる方については、県としてもコンタクトをとりながら、一部でもお金の納付をお願いしますという働きかけを行っているという状況でございます。

○高木健次副委員長 県として、そういう、何といいますか、債権のあれはやっているということですが、これは、向こうと話をする機会というのはなかなか、他県に行ったり、もう代表者も亡くなったりとかで、恐らくあんまりできていないんじゃないのかなと思うんですね。年に何回とか、定期的にそういう話し合いをすとか、そういうことも、課長、やっておられるのかな。

○菰田河川課長 河川課でございます。

連絡が取れる会社につきましては、県のほうからも、定期的にといいいますか、アポイントをとって接触しているような状況でございます。

ます。

ただ、先ほど申しましたように、もう既に代表者がおられないところとか行方不明になっておられるところにつきましては、連絡を取る手段がないというのが現状でございます。

○高木健次副委員長 ただ、向こうの相手が話し合いに時々乗ったりとかやとつたら、なかなか不納欠損というか、そこもできないわけですね。

○菰田河川課長 相手方と連絡取れる分については、そういう形では一部納付を、数万円でも納付していただいているという状況でございますので、先ほど申しましたように、もう会社のていをなしてないといえますか、所在がつかめないところについては、場合によっては、そういう事態が考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

○高木健次副委員長 努力はされていると思うんですけども、何かあんまり期待はできないような感じがするし、ただ、やっぱりしっかり、これは相当以前の話であって、そのときには、非常にこの海砂利の採取ということで、余分に何か取ったようなとか、そういう問題もあって、これはちょっと指摘をされた非常に大きな問題点だったと思うんですよ。

これで、おざなりでこのまま進んでいいかということ、それもまたやっぱり県として非常に問題じゃないのかなと思いますから、これは、ぜひやっぱり課長、何かいい方向につながるように、さらなる努力といえますか、県の進め方といえますか、それをまた改めてやってください。

○菰田河川課長 今高木副委員長のほうからも御指摘ございましたように、県としまして

は、少しでも多くの債権回収に努めるように、粘り強く一生懸命努力したいと思いません。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

○池永幸生委員 説明資料の10ページですけども、街路事業費で4億予算計上されているけれども、一般会計の予算で対応できた、このいきさつは、どういった感じでこういった形になったのか教えてもらえますか。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

特別会計で予定しておりました4億円ですけども、実際、令和元年度予算の当初予算が31億ほどありまして、前年度からの未繰予算も4億ほどありまして、トータル、用地補償費としまして、36億ほどありました。

ところが、昨年度の用地補償の契約実績が32億円ほどで終わりましたものですから、特別会計の4億円を使う必要がなくなりまして、一般会計の範囲内で予算を執行したという状況でございます。

○池永幸生委員 分かりました。

じゃあ、この4億は、もうそのまま繰越しじゃなくて不用という形になるわけですね。

○馬場用地対策課長 4億円は、契約実績が上がりますと県債を発行するという予定になりますので、それが不用になるという状況でございます。

○田代国広委員長 関連でいいですか、用地対策課。

○馬場用地対策課長 はい。

○田代国広委員長 一応、事業課ですけども、対策課は繰越明許が1円もないんですよね。課の性質上そうなるのか、恐らく皆さんが努力されたと思いますが、ずっとやっぱり過去から、この用地対策課というのは明許繰越しが出ないんですか。

○馬場用地対策課長 用地対策課というところは、実際に事業を持っているわけではございませんで、たまたま、この用地先行取得の特別会計を持っていますけれども、それぞれの用地補償費は、それぞれの事業課が予算を立てまして——出先にそれぞれ用地課がございまして、そこで用地交渉を行いまして、用地補償を執行していきますので、先ほど事業課のほうで繰越しがいっぱい出ていまして、用地の関係でということもありまして、その中に用地補償費の繰越しも当然含まれている状況でございます。

○田代国広委員長 用地対策課という課名からすると、用地交渉の第一線で働く部署だと思えるんですけども、意外と違いますですね。

○馬場用地対策課長 用地対策課は、いわゆる用地交渉を地権者と交渉しますけれども、例えば、道路拡幅事業で家全体にかかるやつは、もう移転候補として構外ですよというのが分かりますけれども、例えば、何センチしかかからないとか何メートルしかかからないと、敷地が広うございますというときに、これはどういった工法でと悩むときがございまして、補償基準に照らしたときに。そういった解決策を主に相談に乗って、こういう工法でいこうというようなやつをやっているところ、もう一つは、収用委員会事務局を持っております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 これは、実は午前中の農林水産部長の説明の中にもありまして、冒頭の上野部長も、中段ほどに、繰越事業が漁協云々というくだりがありまして、その一番最後のところですけども、また、工事施工に際し云々というところ、これはどこかな、監理課か、川の問題ですから河川課かもしれませんが、以前は、ここにここまで書いてあるということは、決算委員会でも以前出たというのは、やっぱり内水面の漁協——その時代の漁協ですね。例えば、地域によっても違って、例えば私の地元の、仮にK漁協としときましましょう。県央のM漁協とかですね。時代によって、県の事業を展開する場合に、どちらかという、まあ振興局が主だと思えますけれども、振興局が発注した後は、受注業者さんに事実上の漁協との協議をしてもらっていたということで、漁協のほうも、県に言うよりも受注業者さんにいろいろああしてくれこうしてくれというのの象徴的なのが、農林水産部長とか、以前、この決算でも指摘があった、根拠が不明な協賛金等々という話に発展したんだろうと思います。

今日はその部分は申し上げませんが、改善策として、工事着手前に工事内容を県が説明し、工事着手後も、施工内容に関する調整が必要な場合は、県も一緒に対応するということになっています。

今は、まあ当然と言えば当然ですけども、河川関係で、当然、河川を扱う場合には漁協との協議が必要になるかと思いますが、まず、発注者がしっかり説明をして、前面に出て協議をして、受注した業者さんにはあんまり負担なく施工してもらおうというような、きっちりしたステップ、ステップというか、そういうことにちゃんとなっているんですかね、今。

○菰田河川課長 河川課でございます。

河川工事を実施するに当たりましては、あらかじめ漁協さんともいわゆる事前調整が必要になるということで、施工方法や工程等につきまして、十分検討、立案した上で、事前に関係する団体さんとの協議に臨んで、実際、現場のほうを施工させていただいているところでございます。

また、例えば、海岸関係とかもしくは河口に隣接するような工事につきましても、ノリ時期との整合を図る必要があるというような状況もございますので、そういった時期と時期の関係については調整させていただいて、県からも説明に行って工事発注をするというような状況でございます。

○松田三郎委員 じゃあ、これは、もちろん道路の関係も一部、漁協との関係も出てくるかもしれませんが、これを見る限り、繰越しで何か漁協との協議に不測の日数がかかって延びたという記述はあんまりないので、内水面の漁協との協議というのは、あんまり、少なくとも令和元年度に関しては、こじれたとか、何か時間がかかったというようなことはなかったんですか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今回書かせていただいております繰越しについては、おおむね工事箇所ごと、または事業によっては振興局単位での事業単位という形で書かせてもらっております。

主な繰越理由につきましては、調書のほうに書いてございますように、運搬路の選定に関して地元との調整に時間がかかったとか、工法の選定に不測の日数を要したとか、また、ケースによっては、実際の施工時期に制約がどうしても発生しまして、漁協との調整が必要な事案もありました。

ただ、調書を書く時点で、箇所ごとでどれ

がウェートが大きいかというところで今回整理をさせていただいておりますので、その点御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○松田三郎委員 いいです。

○小早川宗弘委員 本資料の59ページ、港湾課、原課長だと思えますけれども、この港湾管理費の中で、不用額を生じた理由の中に、国際クルーズ拠点形成事業の執行残というのが320万円ぐらい、それと次のページ、60ページですけれども、港湾建設費という中で、これは多分、翌年度繰越しに入っていると思うんですけれども、備考欄の事業の概要、1番、国際クルーズ旅客受入機能高度化事業、これはハード整備だと思えますけれども、さっきの事業とこっちの事業の違いというか、中身を教えていただきたいというふうに思いますし、これは翌年度繰越しの資料、この国際クルーズ旅客受入機能高度化事業の繰越しというところは、この附属資料の193ページだと思っております。2つの事業を繰り越されているということで、現在では、1つは100%の進捗状況というふうなこと、あと80%しか進んでいない、この残りの事業というのは何なのか、ちょっと教えてください。

○原港湾課長 まず、59ページの港湾管理費における国際クルーズ拠点形成事業の執行残でございますけれども、こちらについては、主に管理費ということで、例えば入港する際の警備費とか、そういった費用を計上しているものでございます。あと、60ページのほうは、今委員がおっしゃったように、ハード整備ということになっております。

繰越事業ということで、193ページ、こちらにある事業については、まず2段目の八代港については、屋根付通路整備を行っている

ものでございます。それと、3段目につきましては、これは日本製紙のベルトコンベアを移設するというので、直接、クルーズ拠点整備事業のハードではないんですけれども、それに附帯する工事ということで繰越しをさせていただきます。

その他については、もう100%完了しているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 分かりました。

特に、国際クルーズ船については、ターミナルビルが100%というか、ほぼ完成というふうなことで、ただし、今こういうコロナ禍の状況の中で、クルーズ船の受入れというのは、非常に何かいろいろと厳しいものがあるというふうに思いますし、クルーズ船が入らぬだったら入らぬだったでターミナルビルはどうなるんだと、公園、庭園整備もできていますし、駐車場整備もきちっと立派なものができるものですから、地元からも何かノンシップデーで船が入らない日の利活用について考えようというふうなことで、そういう協議会のごたるともできてから今検討中でありますので、ぜひ県のほうも、何かそういう一船が多分しばらくはなかなか入らぬとじゃなかろうかなというふうに思いますので、せっかく県民の大切なお金を使って、ああいう整備をしておりますので、どうか船が入らないときの利活用あるいは県民の皆さん方に楽しんでもらえるような何か施設づくりとか、そういったことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありますか。

○松田三郎委員 附属資料の最後の241ページ、住宅課。4の未収金対策の説明がありました。これに徴収員と職員で③に出てくる

わけですけれども、ほかの部署でも、未収金対策で、課の職員さんが連絡つけるには、朝しか電話が繋がらないとか、夜行かないと徴収できないとかという、自分の県庁での本業以外に時間や労力やお金やその徴収コストに負担がかかるぐらいならば、少しずつでも——もう既になさっているかもしれませんが、どこかに委託するとか外注するとかということも考えたらどうですかというのを、ほかの部署ではしているところもあるし、これからやるところもあると。

そこで、この徴収員とわざわざなっているのは、課の職員さんと別の方ということですか。あるいは、もうどこかに委託なり外注していることがあるのかどうかということ、2点についてお答えいただければと。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

徴収の職員につきましては、会計年度任用職員を従前から嘱託職員というような形で雇用しているものでございます。約10名おまして、その徴収の方々が徴収を行っておるわけですけれども、大体、平成31年度で、職員の徴収額というのが1億400万円ほどございます。職員の手当といえますのは、大体1,900万円ぐらいですので、十分その役割を果たしていただいているのかなというところがございます。

2点目の外部委託の件ですけれども、過去にいわゆる債権回収管理業務者という形の委託も検討してみたんですけれども、回収面というところから少し見送りさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 県営住宅でもあるし、この状況の内訳を見ますと、生活困窮の方というので、なかなか徴収するのも気を遣う、難しい面もあるんだろうと思います。

さっき、最後におっしゃった——回収面で

検討したけど……。

○折田住宅課長 回収面からちょっと、何といたしますか、その委託費に見合った回収率が見込めないんじゃないかということで見送らせていただいた経緯がございます。

○松田三郎委員 いろいろ検討したけど採用してないということも含めて御説明ありましたが、冒頭申し上げましたように、これから各部署の職員はなかなか増える方向にはないでしょうから、大切な仕事を中心に、時間がかかったり、労力がかかったり、負担がかかったりというのはできるだけ、これはまあコストパフォーマンス、費用対効果もあろうかと思いますが、できるだけそういうことも大胆に考えていただいてもいいのかなと思いますので、さらに必要な場合は検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 1ページ、監理課のほうにお尋ねさせてもらいたいと思います。

今回の、全般的ですけど、土木部のほうでは、さっき松田先生もおっしゃいましたけれども、資料、結構詳しく書いてあって、分かりやすい説明だったんですけれども、入札残で執行残とか、残の結果は不用幾らということがずっと述べてあるんですけれども、その中には、例えば、現場で調整に時間がかかったから工期内に執行できなかったとか、いろんな理由があると思うんですけれども、実は、地震以降、技術の職員さん不足もあったと思うんですけれども、取りあえず発注して、で、現場に課題がたくさん当時は出てきて、後ほどまた設計変更とか金額変更等々もよくあったと、地震直後。

これも、元年度の決算ということに限って

申しますと、そういう以降、技術の職員さん不足であるとかあるいは現場調査不足であるとかということで、入札残あるいは節減対策の結果幾ら残ったということもあるんですけども、じゃあ入札後、工事過程あるいは終わりになって金額の変更であるとか、そういったことが実態としてはどうであったのか、御説明いただければと思うんですけども。

○木山監理課長 予算の執行につきましては、発注をするときの現状に応じて、それぞれ金額に応じて発注していくわけなんですけど、当然、工事を進めていく中では、やはり設計変更というのがどうしても出てまいります。

この設計変更につきましては、当然、増額する場合もございますし、減額する場合もございます。それを全部押しなべて考えまして、今回のこういった不用額等になってございますので、この中には、一つ一つ見ればプラスもマイナスもあって、結果としてマイナスのほうが多くなっているというような形になります。

以上でございます。

○西山宗孝委員 はい、よく分かりました。

我々は、通常こういった決算などの機会はないんですけども、振興局単位でそういったお話を聞くんですけども、今トータルとして、精査した結果のこの金額だということではよく分かりました。

ただ、現場の理由が、現場の調整不足とかあるいは技術屋の不足であるとか、そういった点で考えますと、やっぱりせつかくの予算投じますので、費用対効果も最大限に出したいということで、中には、やっぱり技術管理監督者が少ないからとか、そういったのがあのかなという心配で質問したんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○木山監理課長 今おっしゃっていたのは、発注のときに、恐らく技術者が不足している場合は、不調、不落という形で、そもそも技術者がいないので応札できないという形で結果として現れてまいります。

先ほどおっしゃられた熊本地震直後は、やはり急いで発注をしたいという発注者側の思いもございまして、一部設計に不備があった状態で発注をしたということも実際はございました。

しかしながら、その後、やはり業界ともしっかりと話をさせていただいて、当然、復旧は急ぐんですが、やはり設計はある程度しっかりしてないと、その後の設計変更にも大きく影響してまいりますので、そこはしっかり取り組んでいこうということで、現在は、できる限りその辺は分かる範囲で、設計もしっかりとやった上で発注をしていくという形に切り替えてございますので、その辺については、業界のほうにもしっかりと説明をさせていただいているところでございます。

○西山宗孝委員 全体の工事に対して設計変更が何割ぐらいの工事であったかということをお伺いするつもりはないんですけども、かなりやっぱりそういった変更は、現実にしてはですけども、結果としての変更が多いのかなと私も時々聞きますので、その点と、もう一つは、技術者については、県の土木系の職員さんを含めて、外部委託で管理されているとは思うんですけども、やっぱり県の技術職員についての不足も、多少こういった効率的な事業の展開では影響するのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木山監理課長 まず、1点目の設計変更についてでございますが、こちらにつきましては、現在、担い手3法という形で、しっかりと業者さんとの、要は赤字が出ないような、必要な設計変更はしっかりとやることというこ

それから、単年度決算、おっしゃるとおり、しっかりと私たちもそこら辺は意識しながら発注には努めていきたいというふうに思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで土木部の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月23日金曜日午前10時に開会し、教育委員会、企業局、病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長